

令和6年 第4回定例会

屋久島町議会議録

令和6年12月11日 開会

令和6年12月20日 閉会

屋久島町議会

令和6年第4回屋久島町議会定例会会期日程

自12月11日・至12月20日（10日間）

月 日	曜	会議別	日 程
12月11日	水	本会議	○開 会
12日	木	本会議	○一般質問
13日	金	委員会	○各常任委員会
14日	⊕	休 会	
15日	Ⓜ	休 会	
16日	月	休 会	
17日	火	休 会	
18日	水	休 会	
19日	木	休 会	
20日	金	本会議	○最終本会議

令和6年第4回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和6年12月11日

令和6年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 認定第1号 令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第4号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第5号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第6号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第7号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第8号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第9号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第10号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第70号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第71号 屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第17 議案第72号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第73号 屋久島町特別会計条例の一部改正について
- 日程第19 議案第74号 屋久島町債権管理条例の制定について
- 日程第20 議案第75号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第76号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第22 議案第77号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第78号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第24 議案第79号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第80号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第81号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第82号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第83号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第84号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 同意第3号 屋久島町教育長の任命について
- 日程第31 同意第4号 屋久島町教育委員会委員の任命について
- 日程第32 令和6年陳情第7号 人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書
- 日程第33 令和6年陳情第8号 防災・緊急時対策としての環境計測の提言について
- 日程第34 令和6年陳情第9号 新型コロナワクチン接種の副反応・後遺症疑いの「実態調査」のお願い
- 日程第35 令和6年陳情第10号 小学生～高校生の新型コロナワクチン接種や接種者からの「体内残留有毒スパイクタンパク」の早急なる検診と解毒・排毒対策の周知指導の要請
- 日程第36 令和6年陳情第11号 新型コロナワクチンに対する泉大津市の「予防」対策やワクチン接種被害者の「救済」の取り組みに学び費用対効果の高い新・保険衛生施策の立案
- 日程第37 令和6年陳情第12号 新型コロナワクチン接種の国認定死亡数・被害申請者数を町報で取り上げることにについて
- 日程第38 令和6年陳情第13号 屋久島の4年間の結果データの検証について
- 日程第39 令和6年陳情第14号 厚労省全国命令通達の実行
- 日程第40 令和6年陳情第15号 遺伝子技術乱用の防止条例「屋久島ローカルフード法案」の立法の提言
- 日程第41 令和6年陳情第16号 「国の根拠法の立法」を促す意見書について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	渡邊 浩	2番	内田 正喜
3番	小脇 淳智郎	4番	中馬 慎一郎
5番	眞邊 真紀	6番	相良 健一郎
7番	岩山 鶴美	8番	渡邊 千護
9番	榎 光徳	10番	緒方 健太
11番	高橋 義友	12番	日高 好作
13番	岩川 俊広	14番	渡邊 博之
15番	大角 利成		

1. 欠席議員（1名）

16番 石田尾 茂樹

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村 一久	議事調査係長	岩川 さほり
議事調査係	若松 直樹		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治	教育長	石田尾 行徳
副町長	岩川 茂隆	会計課長兼会計管理者	塚田 美恵
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三角 謙二	政策推進課長	木原 幸治
観光まちづくり課長	有馬 照幸	町民課長兼地域住民課長	鶴田 洋治
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高 孝之	健康長寿課長	泊 裕一郎
生活環境課長	泊 竜二	産業振興課長	松田 賢一
建設課長	計屋 正人	電気課長	内田 康法
教育総務課長	泊 光秀	社会教育課長	佐々木 修
監査委員事務局長	中村 一久	総務課参事	白濱 秀記
生活環境課参事	鹿島 直喜		

△ 開 議 午前10時00分

○副議長（大角利成）

おはようございます。

本日は、石田尾茂樹議長が入院中のため、欠席届が出ています。

本日、議長が欠席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私のほうで議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまから、令和6年第4回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（大角利成）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、眞邊真紀議員、6番、相良健一郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○副議長（大角利成）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月20日までの10日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○副議長（大角利成）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付しておりますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○副議長（大角利成）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和6年第4回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第3回定例会後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、オスプレイ墜落事故の経過について御報告いたします。

令和5年11月29日に発生したオスプレイ墜落事故につきましては、事故から1年を迎えた11月29日、役場本庁のやくしまホールにおいて、犠牲者を追悼することを目的に慰霊祭が開催されました。当日は、遺族、米軍、防衛省のほか、地元漁協や行政関係者など約80名が参列する中、米軍と防衛省の各代表が追悼の言葉を述べられ、事故発生時刻の14時40分には黙祷をささげました。また、式典終了後、遺族と米兵有志は、事故現場近くの田代海岸を訪れ、亡くなられた8名の名前と肖像が刻まれた日米友好の碑に花を手向けました。なお、オスプレイについては、飛行再開後もトラブルが相次いでおり、安全性への懸念は拭い切れない状況にありますので、今後も防衛省等に情報公開を求めていきたいと考えております。

次に、屋久島ぼんかん導入100周年記念式典について御報告いたします。

10月14日、平内集落の黒葛原翁記念碑前及び尾之間中央公民館において、屋久島ぼんかん導入100周年記念式典を開催しました。この式典は、1924年に黒葛原兼成さんが屋久島の農業振興のために台湾から苗木を取り寄せてから今年で100年の節目を迎えることから開催したものであります。当日は、県議会議員、経済連、農協、市場関係者や地元農家の皆さんなど、多数が参加し、兼成さんの功績を称え、現在もポンカン原木を大切に管理している、ひ孫の黒葛原洋子さんに感謝状を贈呈しました。また、舞台演出としましては、岳南中吹奏楽部の演奏を皮切りに、鹿児島大学農学部、山本副学長の記念講演、関係者らによるパネルディスカッション、平内子ども会の歌とダンス、麦生婦人会のみかん音頭、町内で活動する劇団THE屋久座による演劇などが上演され、記念式典に花を添えました。

次に、職員採用について御報告いたします。

令和7年4月1日付の採用予定者につきましては、一般事務職として12月5日付で3名に対し採用通知書を発出しました。また、これとは別に、1月中にも採用試験を実施する予定であります。なお、今年度においては、5月、9月、10月の1日付で、それぞれ1名ずつを採用しており、これは採用試験実施後、または年度途中での退職者の補欠に起因するものであります。近年は、全国的に公務員離れの傾向にあり、本町におい

でも人材確保は喫緊の課題でありますので、試験内容や募集方法など、引き続き工夫を凝らしながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟は、9月25日に判決が言い渡されましたが、判決文の中に違法な部分があると判断し、上告の процедуру行うことといたしました。本件につきましては、一般質問がなされておりますので、詳細な説明は、その際に行いたく存じます。

次に、令和元年8月に長峰牧場で発生した臨時職員死亡事故に係る損害賠償等請求訴訟については、原告側は地方公務員災害保障基金に提出した作業日報に基づく時間外勤務時間数を整理して主張し、併せて被告第2準備書面に対する反論を行いました。次回期日を12月17日に設定され、町は長峰牧場における業務実態について、安全配慮義務違反がないことを論述するための準備書面を提出することとなりました。

次に、令和4年度に実施した「海・川・山の繋がり豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」業務に係る損害賠償命令請求住民訴訟について、原告は訴状に記載した主張を補充するため、地方自治法や町条例の違法性等を主張する準備書面を提出し、町は訴状の内容にそごがある部分について、認否をする旨の準備書面を提出しました。次回期日は1月14日に設定され、原告は違法性に係る主張の整理と損害賠償請求権の法的性質に係る主張の整理を行った上で、書面提出を行うこととなりました。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○副議長（大角利成）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 認定第1号 令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第6 認定第2号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第7 認定第3号 令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第8 認定第4号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- △ 日程第9 認定第5号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第10 認定第6号 令和5年度屋久島町介護保険事業特

別会計歳入歳出決算認定について

- △ 日程第11 認定第7号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第12 認定第8号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第13 認定第9号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- △ 日程第14 認定第10号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について

○副議長（大角利成）

日程第5、認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第14、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

この10件につきましては、決算審査特別委員会への付託案件であります。

これから、決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（中馬慎一郎）

おはようございます。

令和5年度屋久島町議会決算審査特別委員会の審査の報告を行います。

当委員会に付託された案件は、認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの10件でありました。

当委員会は、去る9月20日本会議終了後、議会第1委員会室において、審査の日程、現地調査、審査方法などについての協議を行い、10月15日より25日までのうちの4日間で行うこととし、10月15日より議案審査を開始いたしました。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌表、事業効果に関する調書、決算資料などを参考に、所管課長、事務局長ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告申し上げます。

まず、地域住民課では、6か所の出張所の利用状況について質疑がなされ、利用者については、曜日や時間帯に波がある、ほかの自治体ではコンビニなどでの住民票の発行ができるなど、行政サービスも充実しつつあり、本町においても、今後、そのような効率化などを含めた協議が必要かと思うとの回答でありました。また、口永良部島出張所の人員体制について、質疑に対し、来年の3月で1人退職となり、1人新規で採用した。

また、給食センターにも1人採用しており、協力体制を取る。その2人が休暇となれば屋久島から応援をすることで対応したいとの回答でありました。

次に、町民課では、町税の滞納について、島外にいる方への対応についての質疑に対し、滞納者へは催促を送ったり、差押えをしたり、島外徴収もしているが、会えないこともあるので、不在通知を投函している。給与差押えや会社と話をし、月々納めるようになったケースもある。実態調査の意味でも、なるべく接触しているようにしているとの回答でありました。また、不納欠損の質問に対し、基本的には5年たったものであるが、100円でも入ると、また時効が延びてしまうので悪循環となる。あらかじめ預金調査など、財産調査を行った上で不納欠損しているとの回答でありました。

政策推進課では、旧小瀬田中学校の芝生敷設について、集落側から今後の要望はあるか、また校舎は現在も書庫として運用しているかとの質疑に対し、今でも定期的に作業が行われており、新たな要望はない。校舎はイベントで使用する備品や文化財も含めて保管しており、本庁舎の書庫が狭いこともあるので、今後も引き続き使用する予定である。また、屋久島高校魅力化プロジェクトに関して、スタディサプリの導入効果はどうか、更新方法はどうかとの質疑に対し、生徒によりけりだが、進学や就職した生徒からは好評で、志望大学の受験科目をスタディサプりで学んだ生徒もいる。更新は毎年高校が行っているとの回答でありました。

産業振興課では、水産加工振興対策事業の急速冷凍機の導入による効果はどの質疑に対し、市況に振り回されない天然カンパチの安定供給に役立っている。現在、パッケージ化し、商談に持って行ったり、ふるさと納税の返礼品などに使われているとの回答でありました。また、島内産材需要拡大対策事業として、地元材活用の補助金の支出先は工務店なのかとの質疑に対し、以前は施主に支出していたが、活用が少なかったため、現在は工務店への支出としている。構造の8割を地元材利用していることが条件との回答でありました。また、旧尾之間支所の車庫の解体後は、資材を管理センターで使うと聞いているが、進捗状況はどうかとの質疑に対し、現在、車庫の場所については、麦生の選果場を検討しているが、改修工事の時期は未定であるとの回答でありました。

教育総務課では、教職員住宅改修事業、口永良部島の教員住宅の改修計画の質疑に対し、解体するのは1戸、それらを集合にするか、戸建てにするか、詳細は決まっていない。口永良部島という地域性からも、修繕すらなかなか行けない状況で、口永良部島で大工をされている方に少しずつ直してもらっている。解体については、年内に建設課と一緒に現場確認に行き、解体を進め、来年度以降、着工という計画という回答でありました。また、学校施設改修において、令和4年度、5年度で、神山小学校の特別支援教室の改修をしたが、現場からの意見や情報は来ているかとの質疑に対し、体育館までの経路にスロープがないという意見は確認している。学校施設バリアフリー化計画策定の

中で、再度確認し、今後、この計画に基づいて対応していくとの回答でありました。

総務課では、文書広報について、ホームページのリニューアルに向けた情報収集を行ったとあるが、今、どのような検討がされているかとの質疑に対し、既存の在り方について、今年度中に検証する方向で考えている。今回、外部アドバイザーの導入を検討しているほか、これまでのホームページの在り方などの検証を行い、その後にリニューアルという形で進めるとの回答がありました。また、職員のストレスチェックや研修についての質疑に対し、ストレスチェックはスマホなどで簡単に受検できるようなシステムがあり、実施している。その採点によって、医師の診断の必要がある職員は、契約している医師との面談を受けるような形を取っている。そのほか、毎月職員の入庁・退庁の時間を全て集計しており、職員が何時間残業しているかを把握している。数名については恒常的な部分が見られたため、50時間を超える職員については、今後、各課長との面談をしながら、事務の改善を含め、準備を進めているとの回答でありました。

健康長寿課では、新型コロナウイルスの接種について、令和5年度に被害者救済制度への申請が1件あったが、その進捗はどうなっているかの質疑に対し、不採択ということで御本人にも通知したとの回答がありました。また、委員から、救済制度がだめでも、町としてしっかりフォローしていただきたいとの意見がありました。また、子宮頸がんワクチンの接種率が低い、町民が警戒して控えているのかとの質疑に対し、補助がつくのが今年度までで、今、接種される方が急激に増え、申請が軒並み増えているので、今年、非常に増えるのではとの回答でありました。

診療所事業特別会計では、各診療所の夜間のオンコール体制はどうなっているかの質疑に対し、栗生診療所では、令和3年度、看護師が1名になり、それまで携帯電話で、夜間、休日、時間外、全部対応していたが、現在はしていない。永田診療所については、夜間、休日、先生がいる限り全て対応している。口永良部診療所については先生と電話を使い指示を仰げるような対応はできているが、薬の投薬とか先生が手を下さないとけないものについては対応できないとの回答でありました。

このほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計についても審査を行ったところであります。

福祉支援課では、安房総合センター2階に子育て支援センターが開所したが、今現在の課題はあるかとの質疑に対し、昨年度7月に開所して、当初、職員2名とパート2名の職員がいたが、現在は3名体制で行っている。保育士の資格や経験のある方を募集しても、なかなか集まらず、現体制でやりくりしているため厳しい状況である。また、屋久島の形状により、南部地区に1か所できると北部にも欲しいとの声も正式ではないが出ているため、今後検討することになるとの回答がありました。また、宮之浦児童館について、防災機能工事を行っているが、改修後の避難所などの利用はあったのかとの

質疑に対し、昨年度改修し、今年の台風10号での避難所として開所したが、利用者はいなかった。今までトイレが外にあり、台風のときに外に行けないということで、建物内にトイレを造っている。これからは災害時でも避難できると思っているとの回答でありました。

電気課では、未納分の回収できない分に関して、不納欠損処理をしなくてはいけないと思うがどうかとの質疑に対し、不納欠損は、債権放棄をするか、債務者が時効の援用をするか、どちらかでないと消せないのので、これについては私債権を取り扱う関係課と協議中であるとの回答がありました。また、監視システムなど、光ケーブル整備について、今後どのような整備を行うのかとの質疑に対し、合併時に町で引いた光ケーブルの一部も利用して高圧開閉器を操作したいと考えているとの回答でありました。

建設課では、アスベストの除去に要する経費は、国・県などの補助はあるかとの質疑に対し、公営住宅解体については、長寿命化計画に基づいた解体事業であれば対象になるものがあるが、今回は適用されなかった。平成16年以前は、アスベストが入っている可能性もあるので、事前に調査をしてから工事を実施する。町営住宅の建築年代がほぼ昭和、平成時代の建物なので、県にも解体工事が今後増えるので、補助の適用がないか協議しているとの回答でありました。また、住宅改修工事について、修繕状況や作業計画の質疑に対し、入居募集を1年に3回行っているが、入居可能な住宅を少しでも確保することを主眼に修繕を進めている。ただ、台風などで公営住宅も被害を受けるので、それらの対応や各課からの依頼なども対応することもあり、会計年度任用職員の大工で回らないところは外部で発注する必要もあるが、基本的には町営住宅のほうを主とするとの回答でありました。

社会教育課では、歴史民俗資料館と平内民具倉庫、それぞれの施設の昨年度の入館者数についての質疑に対し、歴史民俗資料館が町民867名、島外から1,591名、合計2,458名、平内民具倉庫は135名との回答がありました。また、体育施設維持管理について、安房の健康の森公園、宮之浦の野球場・陸上競技場には配置されているが、安房の体育館に関してはどうなっているかとの質疑に対し、清掃業務委託として障害者支援施設の屋久の郷に委託をし、安房体育館、宮之浦体育館の清掃業務を行ってもらっているとの回答でありました。

観光まちづくり課では、ゆのこの湯の運営について、不合理な運営をしている、抜本的な改善を図る必要があるのではないかとの質疑に対し、収支のバランスが悪いとの指摘を受けていることは承知している。今後の運営については、事業調書を作成する中で検討していきたいとの回答がありました。また、ふるさと納税を増やすために、返礼品の掘り起こしはどのように行っているか、目標額を設けているかとの質疑に対し、観光協会、商工会の会議参加時に声かけを行っている。魅力的な商品開発を検討していきたい

い。目標額は前年度を上回ることを目標としているとの回答でありました。また、永田浜の特定観光資源についての進捗状況はどの質疑に対し、環境省とともに永田浜の指定に向け取り組んでおり、まずは地元住民の合意形成を図って、指定に向けた協議を進めていくとの回答でありました。

生活環境課では、猫不妊去勢手術補助事業は令和7年度までだが、その後の継続についての質疑があり、計画は3年間だが、ボランティア団体と協議中で、延期も検討しているとの回答でありました。また、し尿処理場も25年経過しているが、今後の整備計画などはあるかとの質疑に対し、新設もしくは建屋を残し中身だけ更新するかの検討も必要。施設整備の準備を進めていくとの回答でありました。

上水道事業特別会計では、簡易水道事業から上水道事業へ変わり、運営上の問題点はないかとの質疑に対し、マンパワーが不足しており、先々、さらに重くなる。会計年度任用職員も募集をかけるが、なかなか応募がなく、民間への委託も検討しなければならない。職員だけでは対応し切れなくなっており、厳しい状況にあるとの回答でありました。

このほか簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計についても審査を行ったところでありました。

会計課では、指定金融機関委託料の支払先について質疑があり、種子屋久農協1社への支払いとなっているとの回答でありました。また、公文書廃棄業務委託料については、どのような文書を廃棄しているかとの質疑に対し、5年経過分の歳入歳出伝票のみとの回答でありました。

最後に、議会事務局、監査事務局の審査を行いました。

また、現地調査についても、去る10月25日午後より、総合センター2階の子育て支援センター、屋久島漁協内の給油タンク、急速冷凍機の3件について適正に執行されているか調査をいたしました。

以上の審査を踏まえ、討論、採決を行った結果、認定第1号から認定第10号までの10件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。委員会からの附帯意見として、観光まちづくり課のゆのこの湯の運営について、過去にも何度も議論されてきたことで、早急に結論を出していただきたい。これ以上は難しいという判断であれば、廃止も含める、そういう結論を出していただきたいという意見を述べさせていただきます。

最後に、今回の審査においては、いかに町民目線に立った無理・無駄のない行政運営がされているか、町民の生活と福祉の向上につながっているかなどを着目して審査を行いました。まだまだ改善すべき点も多く見られました。昨今の物価高や災害対応など、突発的な大きな事故、また、一部には人員不足の影響も出てきており、職員の皆様にお

かれましては、公務多忙とは存じますが、町民の福祉向上のために職務に専念していただければと思います。

今回の審査に当たり、御協力いただきました各課・事務局の職員の皆様へ御礼を申し上げ、令和5年度屋久島町決算審査特別委員会の報告に代えさせていただきます。

○副議長（大角利成）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、1件ずつ討論、採決を行います。

始めに、認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○副議長（大角利成）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第2号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第9号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定については、認定することに決定しました。

- △ 日程第15 議案第70号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- △ 日程第16 議案第71号 屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正について
- △ 日程第17 議案第72号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第73号 屋久島町特別会計条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第74号 屋久島町債権管理条例の制定について
- △ 日程第20 議案第75号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

- △ 日程第21 議案第76号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- △ 日程第22 議案第77号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第23 議案第78号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第24 議案第79号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第25 議案第80号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第26 議案第81号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第27 議案第82号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第28 議案第83号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第29 議案第84号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について

○副議長（大角利成）

日程第15、議案第70号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第29、議案第84号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの15件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

本定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、条例案6件、補正予算案9件、同意案2件の計17件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、議案第70号から議案第84号までについて御説明いたします。

議案第70号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一

部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の交付により、屋久島町国民健康保険条例第10号の規定について、所要の改正をするものであります。

議案第71号、屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正につきましては、鹿児島県が市町村民税課税世帯の未就学児を対象に現物給付方式を導入することから、本町においても町民税課税世帯の18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を対象に現物給付方式を導入することについて、所要の改正をするものであります。

議案第72号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、屋久島町簡易水道事業を屋久島町水道事業に経営統合し、管理運営の一元化により経営効率を向上させるため、所要の改正をするものであります。

議案第73号、屋久島町特別会計条例の一部改正につきましては、屋久島町水道事業への経営統合により、屋久島町簡易水道事業を廃止することに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第74号、屋久島町債権管理条例の制定につきましては、本町が保有する非強制徴収公債兼並びに私債権の管理の適正化及び合理化を図るため、当該管理事務に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第75号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正により、題名が屋久島町子ども医療費給付条例に改められることに伴い、当該題名を引用している箇所について、所要の改正をするものであります。

議案第76号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入予算において、災害復旧費国庫負担金、災害復旧費県補助金、屋久島だいすき寄附金、だいすき基金繰入金、現年発生補助災害復旧事業債等の増額及び社会福祉費補助金、辺地対策事業等の減額に対し、歳出予算において執行済不用額の調整及び人事院勧告による人件費の調整のほか、目的別予算につきましては、総務費では公共施設整備基金積立金等の減額及び手数料、だいすき基金積立金等の増額を、民生費では児童手当等の減額及び国民健康保険特別会計繰入金、後期高齢者医療広域連合負担金、放課後児童健全育成事業委託料等の増額を、衛生費では環境保全等業務委託料、焼却灰処分委託料等の減額及び医療所事業特別会計繰出金、子ども医療費助成金、ごみ処理施設整備事業の工事請負費等の増額を、農林水産業費では、県営水利施設整備事業負担金等の減額及び子牛支援金補助、農業集落排水事業特別会計補助金等の増額を、商工費では観光費の普通旅費、観光施設整備費の消耗品費等の減額及び屋久杉自然館管理費の修繕料等の増額を、土木費では空港管理費の化学消防車管理委託料等の減額及び社会資本整備総合交付金事業費の工事請負費等の増額を、消防費では熊毛地区消防組合負担金、防災対策費の修繕料等の増額を、教育費では幼稚園費の修繕料、発掘作業等業務委託料等の減額及び安房

小学校プールの各種設計調査委託料、給食費補助金等の増額を、災害復旧費では農業用・林業用施設災害復旧費並びに道路・橋梁災害復旧費の工事請負費等の増額を、公債費では共済利子償還金等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ8億6,323万円を追加し、予算の総額を136億2,842万7,000円とする予算措置に合わせ、通学バス運行委託に係る経費のほか11事業の後年度への債務負担行為の追加、地方債補正を行うものであります。

議案第77号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出における水道事業収益で、営業外利益の長期前受金戻入の調整等により294万8,000円を減額し、予算の総額を5億191万1,000円とし、水道事業費用では、人件費の調整及び減価償却費の減額等により258万円を減額し、予算の総額を4億3,805万円とするものであります。資本的収入及び支出における資本的収入で一般会計補助金を42万5,000円減額し、予算の総額を4億1,908万9,000円とし、資本的支出は人件費の調整により8万5,000円追加し、予算の総額を4億7,857万8,000円とするものであります。併せて、棚卸資産購入限度額、債務負担行為及び資本的収入及び支出において不足する額の補填財源として、利益剰余金の処分額を補正するものであります。

議案第78号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出における農業集落排水事業収益で、一般会計補助金等の増額により608万9,000円を追加し、農業集落排水事業費用では、光熱水費、修繕費等の増額等により同じく608万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5,273万3,000円とするものであります。併せて、一般会計からの補助金及び債務負担行為の補正をするものであります。

議案第79号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入予算において、保険給付費等交付金及び人件費等の調整により、一般会計繰入金を増額し、歳出予算において、人件費の調整のほか、特定健康診査等事業費の記念品代等の減額及び療養費の補助金、保険給付費等交付金償還金の増額を計上し、歳入歳出それぞれ1,318万3,000円を追加し、予算の総額を20億7,020万4,000円とするものであります。併せて、2事業の後年度への債務負担行為の追加をするものであります。

議案第80号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算において、人件費等の調整により一般会計繰入金等を増額し、歳出予算において、人件費の調整のほか、介護給付費準備基金積立金等の減額及び居宅介護サービス計画給付費負担金等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、予算の総額を15億5,486万1,000円とするものであります。

議案第81号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入予算において、診療所使用料の減額及び人件費等の調整により一般会計繰入金等を増額し、歳出予算において、執行済不用額、人件費の調整のほか、医師業務委託

料及び医薬材料費等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ521万4,000円を追加し、予算の総額を1億6,087万5,000円とするものであります。

議案第82号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算において、後期高齢者医療保険の特別徴収と普通徴収との調整及び人件費等の調整により一般会計繰入金等を増額し、歳出予算において、人件費の調整のほか、後期高齢者医療広域連合納付金の増額のため、歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、予算の総額を2億2,400万7,000円とするものであります。

議案第83号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、船舶事業収益的収入で船舶航路補助金を1,196万2,000円追加し、予算の総額を5億4,929万8,000円に、船舶事業収益的支出で不用額並びに人件費の調整のほか、中間検査における消耗品費の増額のため、1,276万2,000円を追加し、予算の総額を船舶事業収益的収入と同額の5億4,929万8,000円とするものであります。

議案第84号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、収益的支出で、人件費等の調整のため、営業費用に134万7,000円を予備費より充用するものであります。資本的収入及び支出において、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額を改めることに合わせ、資本的支出で積算電力量計取替業務委託料70万円を増額し、予算の総額を7,770万円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（大角利成）

これより、議案第70号から議案第84号までの15件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳）

議案第76号の一般会計補正予算について3点ほど確認をしたいのですが、まず歳出の25ページですけれども。

○副議長（大角利成）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○副議長（大角利成）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○9番（榎 光徳）

60ページをお願いします。一般会計補正の歳出、25ページなのですが、不快害虫の対策事業の中で、委託料が今回は3,000円マイナスとなっているんですが、現状、今、時期的にも、このヤンバルトサカヤスデが非常に発生が増えているんじゃないかと思うんですが、既定の予算内でこれは消化できるということなのか。そこをちょっと確認をしたいと思っているんですが。60から61ページにかけてです。補正金額は61ページです。

次に、2点目が68ページです。同じく歳出の社会資本交付金事業なんですけれども、工事請負費が竹山線1,500万円ほど計上されていますが、全体事業の中で、今年度、何mぐらい完成予定か、そこを教えてくださいと思います。

最後、3点目ですけれども、75ページです。災害復旧事業費の道路・橋梁ほか1億6,900万円ほど計上されているんですが、恐らく今回の台風10号の影響によるものではないかと思うんですけれども、これの主なものを教えてくださいと思います。

以上、3点です。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（泊 竜二）

榎光徳議員の質問にお答えいたします。

61ページ、不快害虫の蔓延防止対策事業の委託料の減額につきましては、契約の執行残になりますので、この金額を落としているところになります。

○建設課長（計屋正人）

議案68ページ、歳出予算の33ページの町道竹山線の1,500万の予算計上の件です。今年度、道路改良を80m実施いたしました。その後の令和7年度に予定している予算の一部を、この交付金の再配分を申し込んで1,500万を計上し、舗装を、その80m分をしようとするものです。全体計画320mのうち昨年度の予算で80m、今年度の予算で80mですので、約2分の1を終了しようとするところでございます。

2点目です。議案の75ページ、歳出予算の40ページの町道等の災害復旧関係です。1億6,900万円の工事請負費を計上いたしてございますが、台風10号関係では、町道7路線と橋梁1橋の8事案、プラス台風10号後、10月だったと思うんですけれども、その後の宮之浦の大雨により町道の宮之浦循環線の宮之浦川の左岸側の循環線的路肩の崩壊が確認されましたので、それを加えて9災害を計上してございます。一番大きなものは6340号、町道宮之浦循環線の湯川橋、前回の議会で災害の報告をさせていただきましたが、湯川橋が被災を受けており、左岸側の橋台の大きな洗堀を受け、崩壊してございます。あと、橋脚全体が下流側に数cmずれているといったところが確認されており、その災害復旧工事として8,700万円余りの経費を見込んでおります。したがって、

大体1億6,900万円の約半分以上が、この湯川橋の災害復旧に充てられる内容といたしてございます。

以上でございます。

○9番（榎 光徳）

25ページのヤンバルトサカヤスデのことをさっき言いましたけれども、既定予算の執行残ということだったんですが、先ほども申しあげましたように、今、非常にヤンバルトサカヤスデが増えてきて、そして区民から苦情があって、役場に言ったら、早速対応していただいたというようなことで、私も現地に行って見てみたんですが、すごい量でした。これは、今、増えてきておりますので、私は逆に、この委託料が増えてくるんじゃないかなと思っていたんですが、既定予算の中で消化できるということですよ。そういうことでよろしいでしょうか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（泊 竜二）

既定予算で対応できると考えております。

○9番（榎 光徳）

分かりました。

それと、町道竹山線ですけれども、全体事業320mの中の半分、80mということで、現地、非常によくなっております。以前から、あそこは特に、なかよし保育園へ通じる道路ですので、非常に狭隘で折り曲がって、いつ事故が起きるかというような心配があったんですが、そのほうにはまだ工事はかかっていませんけれども、今、本当に非常によくなっております。あと問題がなければ順調に進んでいくんでしょうけれども、最終的には何年度完成を予定していましたか。ちょっと教えてください。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（計屋正人）

計画では、令和7年、令和8年までで完成を目指したいというふうに考えているところ です。

以上です。

○副議長（大角利成）

3回終わりましたけど。

ほかにありませんか。

○14番（渡邊博之）

今日、見たら、町長の前にもタブレットがあるので、お、頑張っているなど、励まし

になっております。初めてのことなので、妥当な質疑になっているかどうか、間違っていたら指摘をしていただきたいと思います。

私は、議案第70号、これはタブレット上で2ページ、そして議案第71号、6ページ、それから一般会計補正予算69ページの3点で質疑をしたいというふうに思いますが、マイナンバーカードと国民健康保険証のひもづけが、去年は一生懸命、政府も含めて推進の勢いだったんですけども、登録率は83%と高い数字を示しています。ところが、保険証の利用率は15%と、すごく低くなっている。この乖離は何かと考えたときに、やっぱりマイナンバーカードに対する不安・不便、こういったものが背景にあることは間違いなくて、途中から政府も紙の保険証を認めるというふうになりました。今の保険証に代わって資格確認書というものを発行することに政府の方針としてはなっていますが、12月2日までが、その限度というふうに方針ではありましたが、絶対に空白はつくってはならない。命に関わる問題ですから。今、町の現状、保険証の廃止、一方で資格確認書、こういう中で空白をつくらないために、今、どういう対応を取っているのかどうか、示していただきたいと思います。

それから、子ども医療費助成条例ですけれども、去年の12月議会で、確か、町長は鹿児島県がやったら本町もやるというふうな答弁だったと思いますけれども、その当初はやらずに、今回、鹿児島県がこれをやるというふうになって、町もやるという条例が出ていますけれども、鹿児島県は未就学児ですよ。課税世帯の未就学児を対象にすることでしたけれども、本町の場合は、既に子供の医療費が18歳まで無料になってますけれども、これはもう子供の医療費を18歳までやると、本町の場合はそう理解してよるのかどうかというものが1つです。

それから、議案第76号では、深川の外部改修の予算が計上されていますけれども、これだけの改造なのか、長寿命化計画の一環なのかどうか。その御説明と、深川団地の特徴は、空き室が十数棟あったと記憶しているんですけども、その後の改善がなされているかどうか、その点をお聞かせください。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

それでは、1点目の健康保険証の現状についてお答えいたします。

今、お手持ちになられている健康保険証が来年の7月末まで有効期限がありますので、そのままの状態を保険証を使っていただくことになっております。

以上です。

○建設課長（計屋正人）

一般会計補正予算の歳出の住宅管理費の深川団地の外部改修設計委託の件ですが、来

年度から令和7、8、9の3か年で深川団地の外装改修と屋上の防水等の改修工事に入る計画でございます。その事前段階として、この補正予算で設計委託を発注したいと思っています。それが深川団地が6戸が2棟と12戸が4棟の計6戸でございますので、今回の設計で、6戸の1棟分と12戸の1棟分の合わせて2棟分の設計委託を発注し、翌年度以降は、それをまたトレースして使っていきたいというふうに考えています。その設計委託費270万円を計上してございます。

あと、深川団地の入居の状況ということで、私、今日、個別の団地ごとの入居戸数の一覧は準備していませんけれども、10月の募集で深川団地への入居はございましたが、まだまだ低調な状況でございます。具体的な戸数は、今、お話しすることはできませんが、そのような状況です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

議案第71号です。子ども医療費の条例改正の件なんですけれども、これについては、議員おっしゃるとおり、本町においては、今現在、18歳以後の3月31日までの児童を対象に助成をしています。ただ、課税世帯については、現在のところは、一部自動償還払いということでやっていますので、来年の7年の4月からこれを現物給付にするということで、全て非課税、課税、関係なく現物給付で18歳までやるということでございます。以上です。

○14番（渡邊博之）

保険証のことですけれども、そうすると10月2日、政府の廃止というのは、これはもうスルーしたということになりますよね。理解としてはそれでよろしいですね。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

はい。

○14番（渡邊博之）

返事だけで結構です。

それから、深川の団地ですけれども、長寿命化といえ、やはり幅広いところで見に行く必要があると思うんですけれども、例えばドアのさびとか、こういうもの、それから郵便受けの破損とか、色んな弊害が出てきている、老朽化しているんですけれども、こういうものも今後は対象になっていくのかどうかもお聞かせください。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

保険証の利用についてですけれども、スルーというわけではなくて、全国共通で、今、持っている保険証の有効期限までは使えますよということで取決めがなされていますので、うちのほうが来年7月まで使えるということで、7月までは有効ということになり

ます。

○建設課長（計屋正人）

個別な案件というわけではありませんが、今年度の予算の中でドア等の交換と申しますか、更新等、全部ではありませんけれどもしていくような形を取っています。ただ、郵便受けとか、個別、一つ一つについては、実際、住民の皆さんから改修の要望と申しますか、申請を出していただいて、それを確認してというような形になろうかと思いますので、それを全部更新しますというような計画とはなってはございません。ただ、ドア等については、今年度からの修繕で変えていこうというふうに計画してございます。

○14番（渡邊博之）

保険証のことですけれども、政府は閣議決定で12月1日をもって廃止するというのが答弁の方針なんですね。その方針を今も持っているんです。何もそれを撤回したとかということじゃない。ただ、国民の不安が募って、先ほども言いましたように、15%程度しか使用率がないと。そして、医療関係者とか、あるいは障害者団体とか、使いにくいという批判を受けて、紙も併用するという方針を決めたわけです。その代わりに資格証明書を出すということになったわけです。だから、要するに、そういう政府の方針とは違って、今の保険証を使うところまでは使うと、これは当然のことなんですけれども、そういうふうになったということになりますよね。そういう理解でよろしいと思うんですけど、どうでしょうか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

健康保険証を紛失とかされた方につきましては、次の資格確認書という形で交付はするんですけれども、次の健康保険証の更新の時期になりましたら、資格確認書という形で新しいカードを皆さんに郵送するというような形になります。

○副議長（大角利成）

ほかにありませんか。

○11番（高橋義友）

今回の一般会計の補正予算につきまして、3点ほど質問いたします。

ページは60ページになります。目で環境対策費の12委託料の中で、環境保全等業務委託、マイナスの740万が計上されておりますけれども、当初予算で900万円計上されているんですけれども、減額の幅が大きいことから、どのような理由でこのような大きい減額になったのか、教えてください。

もう1点は、ページは62ページになります。目で廃棄物対策費の12、同じく委託料の中で、海岸漂着物地域対策推進事業委託、マイナスの200万。これも当初予算では350万

円計上しているんですが、減額の幅が大きいものですので、何でこうなったのか、その理由を教えてください。

最後の質問ですけれども、ページは68ページになります。目の道路メンテナンス事業費の工事請負費で300万円を計上しておりますが、これは一湊の港橋海岸線の工事じゃないかと思えますけれども、どのような工事をするのか。もしお分かりであれば教えてください。

以上です。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今の高橋議員の御質問につきまして、お答えいたします。

今回、補正予算のほうで計上しております環境保全等業務委託の減額につきましては、高橋議員おっしゃるとおり、当初予算では900万の予算計上をしておりました。今回、こちらのほうで入札をするに当たり、仕様書を作成する中で、当初では複数日程だったセミナーですとかワークショップを、日程を一つにまとめたりですとか、実施期間や回数などの見直しを行いまして、この入札額の減額を行いました。今回、このグリーン・フインズの取組の業務委託が決まったことで減額を行っております。入札につきましては、約160万円で契約を結ぶ運びとなっております。

以上です。

○生活環境課長（泊 竜二）

同じく高橋義友議員の質問にお答えいたします。

ページでいきますと61ページになりますけれども、海岸漂着物地域対策推進事業委託料の200万の減額につきましては、県の補助をいただいて、この事業をやっておりますけれども、当初、申請額393万1,000円を申請しておりましたけれども、県の決定額が214万7,000円ということで、事業費の調整ということで、この歳出額200万を減額しているところでございます。

以上です。

○建設課長（計屋正人）

3点目、歳出予算33ページの一湊港橋の件でございます。今年度、メンテナンス工事として当初予算に3,200万円計上をしてございます。今、入札途中というような形になってございますが、今後、橋梁の表層、アスファルト部分を剥がして、コンクリートの橋桁が出てきますので、そこのチェック、そして全面防水工をいたします。あと、橋と橋台をつなぐ伸縮装置がございますが、伸縮装置3か所の改修工事をいたします。この1工区では、その他の工事を含めてそこまですなりますが、執行残と、若干不足する予

算を計上している300万と合わせて、剥がしたアスファルトをきちんと張るといような内容の工事を2工区として発注したいと考えてございます。その執行残と若干不足する額300万を今回計上させていただいております。

以上です。

○11番（高橋義友）

ありがとうございます。海岸漂着物地域対策推進事業費なんですけれども、当初予算が350万からまた変更になったんですか。そこはどうなんですか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（泊 竜二）

要望額といたしまして、申請額といたしましては393万1,000円を申請してございました。なお、それに伴いまして、県によります決定額が214万7,000円ということになっておる関係で、歳出のほうにおいても、この調整をしたところでございます。

以上です。

○11番（高橋義友）

そうすると、今年度の海岸清掃の委託、最終的にどのくらいの予算になりますか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

○副議長（大角利成）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○生活環境課長（泊 竜二）

先ほど、高橋義友議員から御質問いただきました事項につきましては、また後日、明日、回答させていただきたいと思っております。

○副議長（大角利成）

ほかにありませんか。

○6番（相良健一郎）

議案76号、ページ数でいうと73、一般会計補正予算です。そこで給食の補助費で900万円ほど出ていますけれども、これについて説明をお願いします。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○教育総務課長（泊 光秀）

ただいまの御質問にお答えします。

給食補助金970万円の増額につきましては、算定方法としまして、1学期分の確定分を基に、2学期、3学期分を見込みまして、物価高騰の影響による不足分について増額をしようとするものでございます。これにつきましては、昨年も同時期に820万円ほど計上させていただいておりますが、また昨年から比べまして若干増えているところがございます。また、去年ございました国の交付金につきましても、今年度、まだ不確定でございましたが、この前の11月22日の閣議決定で重点支援地方交付金のほうが出されましたので、それに該当するものではないかというふうに見込んでおります。

○6番（相良健一郎）

物価高騰分だということで、それは大丈夫なんですけれども、今後、やっぱり物価の上昇は考えられると思います。それについては、この金額で足りるかどうか。今は分からないと思いますけれども、今の状態で足りるということによろしいでしょうか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○教育総務課長（泊 光秀）

おっしゃるとおり、交付金のほうが不確定な中で、給食費の値上げも検討はしたんですけども、今回のように交付金が対象になるということではありますが、年々増えている状況を見ますと、やっぱり健全な経営を図るためには、毎年度、値上げの試算をしながらやっていきたいというふうには思っております。今のところ、今回の補正で足りるものであるというふうに思っております。

○副議長（大角利成）

ほかにありませんか。

○4番（中馬慎一郎）

2点ほど教えてください。一般会計補正予算、56ページと68ページです。まず1点目が56ページ。児童福祉総務費、児童措置費の中で委託料2,132万円の放課後児童健全育成事業委託、これが島内で、今、何事業所対象となっているのか。これは、確か、昨年、国のほうの条例改正で、事業所の選定・選出が変わったと思うんですけど、それで新たに何事業所増えたのか、もし分かれば教えてください。

それと、もう1点が、68ページ、土木費の住宅管理費。需用費で220万円組んでおります。これの内容について教えてください。

以上です。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

事業所数につきましては、今年度、1増えまして、6施設で事業を行っています。この増額の理由についても、今年度、国の報酬の基準改定がありました。それと、1施設が障害児を受け入れるための施設改修を行ったということで増額になっているものがございます。

以上です。

○建設課長（計屋正人）

歳出の33ページの住宅管理費の需用費分についてです。栗生団地、小瀬田団地等のドアの修繕料、そして、これから2月に公募する予定の空き団地等の改修費用を計上いたしてございます。

以上です。

○4番（中馬慎一郎）

まず、56ページの放課後児童健全事業のほうでは、障害者というのは何名の障害者がいらっしゃるのか。それと、住宅管理費の需用費の中で、栗生の団地も含まれているということですが、昨年、栗生の団地については大規模改修をやっておられるのですが、そのときにはそこは手をつけていなかったということによろしいですか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

今年度、障害児が小学校に1名上がりまして、今、1名というふうに聞いております。以上です。

○建設課長（計屋正人）

ドアの補修については、おっしゃるとおり修繕を前年にしてございます。ただ、ドアの規格といたしますか、合致しないドアを取り付けてしまったといったところもございまして、それを改善しようとするものでございます。

○4番（中馬慎一郎）

栗生の団地に関しては、全部の部屋のドアをこれから変えるということですか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（計屋正人）

栗生団地4戸分入ってございます。ドアの本体部分、要は建具のちょうつがいであったりとか、ドアノブであったりとか、そういったところは、今ある部分を移設して使いますが、ドアの本体の部分の取替えをしなければならないということになってございます。

○副議長（大角利成）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてから、議案第84号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの15件については、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第30 同意第3号 屋久島町教育長の任命について

△ 日程第31 同意第4号 屋久島町教育委員会委員の任命について

○副議長（大角利成）

日程第30、同意第3号、屋久島町教育長の任命についてと、日程第31、同意第4号、屋久島町教育委員会委員の任命についての2件を一括議題とします。

教育長より退席の申出がありましたので、これを許可します。

[教育長（石田尾行徳）退席]

○副議長（大角利成）

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

それでは、同意第3号及び同意第4号につきまして御説明いたします。

まず、同意第3号、屋久島町教育長の任命につきましては、本年12月25日で任期満了を迎える石田尾行徳氏を引き続き教育長として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

次に、同意第4号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、本年12月25日で任期満了を迎える鹿島由喜子氏を引き続き教育委員会委員として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（大角利成）

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第3号と同意第4号の2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

同意第3号と同意第4号の2件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号と同意第4号の2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、同意第3号、屋久島町教育長の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第3号、屋久島町教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本件は同意することに決定しました。

ここで、教育長の着席を許可します。

[教育長（石田尾行徳）着席]

○副議長（大角利成）

次に、同意第4号、屋久島町教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第4号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本件は同意することに決定しました。

- △ 日程第32 令和6年陳情第7号 人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書
- △ 日程第33 令和6年陳情第8号 防災・緊急時対策としての環境計測の提言について
- △ 日程第34 令和6年陳情第9号 新型コロナワクチン接種の副反応・後遺症疑いの「実態調査」のお願い
- △ 日程第35 令和6年陳情第10号 小学生～高校生の新型コロナワクチン接種や接種者からの「体内残留有毒スパイクタンパク」の早急なる検診と解毒・排毒対策の周知指導の要請
- △ 日程第36 令和6年陳情第11号 新型コロナワクチンに対する泉大津市の「予防」対策やワクチン接種被害者の「救済」の取り組みに学び費用対効果の高い新・保険衛生施策の立案
- △ 日程第37 令和6年陳情第12号 新型コロナワクチン接種の国認定死亡数・被害申請者数を町報で取り上げることについて
- △ 日程第38 令和6年陳情第13号 屋久島の4年間の結果データの検証について
- △ 日程第39 令和6年陳情第14号 厚労省全国命令通達の実行
- △ 日程第40 令和6年陳情第15号 遺伝子技術乱用の防止条例「屋久島ローカルフード法案」の立法の提言

△ 日程第41 令和6年陳情第16号 「国の根拠法の立法」を促
す意見書について

○副議長（大角利成）

日程第32、令和6年陳情第7号、人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書についてから、日程第41、令和6年陳情第16号、「国の根拠法の立法」を促す意見書についてまでの10件を一括議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月12日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時48分

令和6年第4回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和6年12月12日

令和6年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月12日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
1 番 渡 邊 浩	<p>1. 法務局統廃合による住民負担増と町としての支援策について</p> <p>(1) 鹿児島地方法務局屋久島出張所が鹿児島地方法務局に統廃合するという話が聞こえてきますが町に何らかの話があったのか伺います。</p> <p>(2) 法務局の統廃合により、特に高齢者の皆様にとって相続登記の手続きがより困難になっている現状を憂慮しております。住民の皆様の負担を軽減し、円滑な手続きを支援するために、町としてどのような支援があるかと考えるか伺います。</p> <p>2. ぽんかん導入100周年記念の劇団の公演について</p> <p>(1) 屋久島の小さな劇団は、屋久島の偉人たちを題材とした演劇を通じて、地域の文化や歴史を後世に伝承する上で、重要な役割を担っていると考えます。地域に根ざした文化活動に対する、町としての支援策についてお聞かせください。</p> <p>(2) 農業後継者不足が課題となる中、今回の公演のような取り組みが、若者たちに農業への関心を高めることにつながると期待されますが、農業の魅力を再発見してもらうための新たな取り組みについて、何か計画はあるのか伺います。</p> <p>(3) 観光振興の観点から、今回の公演のような文化的なイベントを、より一層活性化させる</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	ための施策についてお聞かせください。		
14番 渡邊博之	<p>1. 航路問題について</p> <p>(1) 情報不足と解決の先が見えないところに、住民の不安と不満が募っている。現状と見通しについて、これまでの経過を含め説明願いたい。</p> <p>(2) いま大事なことは、国、県のイニシアチブこそ重要と思うが、町長はどう思い、どんなアクションを考えているか。</p> <p>(3) フェリー屋久島2復帰までのぶーげんびりあの運行予定表を町報に掲載することはできないか。</p> <p>2. 不登校児童の現状について</p> <p>(1) 不登校数で、フリースクールの児童がカウントされていることは論理矛盾ではないか。</p> <p>(2) 不登校児童が増加の傾向にある中、家庭で過ごす児童のケアのための人材の増加が必要ではないか。</p> <p>3. 緊急と考えるいくつかの問題について</p> <p>(1) 線状降水帯を伴う台風10号の豪雨で、かつてない恐怖を感じた箇所が、吉田地域に生じている。町長自ら現場へ出かけ、現状視察と住民の状況説明に耳を傾けることを、解決の第一歩にしてほしいと要望したいがどうか。</p> <p>(2) 廃棄物処理施設から出る炭化物にPFASが含有されていないか。飲料水ではどうか。</p> <p>(3) 文化祭前日に離島開発総合センターの電気系統の不具合と当日に照明等が揺れる現象があったと聞くが、今後管理と対策はどうしていくのか。</p>	町 長	町 長
		町 長	町 長
		教 育 長	教 育 長
		町 長	町 長
		町 長	町 長
5番 眞邊真紀	<p>1. 屋久島町総合センターのホールの今後について</p> <p>(1) 6月議会の一般質問の際には、「現状のよ</p>	町 長	町 長

	<p>うなホールとして使うことは考えていない」という主旨の答弁があったが、9月26日の住民との意見交換会では「使える方向で改修する」と明言されたと伺っているが今後の方針は。</p>	
	<p>2. 多目的交流センターの事業費について</p>	
	<p>(1) 本体工事が22億5千万円の予定とされているが、昨今の事情（建築資材高騰や技術者不足）が影響し、総事業費が膨れ上がる可能性も十分想定されるが、現段階での見込みは。</p>	町 長
	<p>(2) 11月30日に、兵庫県豊岡市の新文化会館新築断念されたと報じられています。本町でも同様の懸念があると思うが、この件と照らし合わせての見解は。</p>	町 長
	<p>3. 水道工事補助金不正請求をめぐる住民訴訟について</p>	
	<p>(1) 高裁での判決を不服とし、最高裁に上告をする方針だと伺っているが、その理由は。</p>	町 長
	<p>(2) その方針について、高裁に控訴する際に行った住民への広報はいつされるのか。また、その内容は。</p>	町 長
	<p>(3) 法務事務専門員は、今後は相談業務だけにするとのこと、ふるさと納税に係る住民訴訟の対応は別途代理人との契約をしたが、上告にあたっての対応は。</p>	町 長
	<p>(4) 屋久島町が国に返還した1,668万円（補助金と加算金）のうち1,465万円については未回収であるがこれについての対処方針は。</p>	町 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	渡邊 浩	2番	内田 正喜
3番	小脇 淳智郎	4番	中馬 慎一郎
5番	眞邊 真紀	6番	相良 健一郎
7番	岩山 鶴美	8番	渡邊 千護
9番	榎 光徳	10番	緒方 健太
11番	高橋 義友	12番	日高 好作
13番	岩川 俊広	14番	渡邊 博之
15番	大角 利成		

1. 欠席議員（1名）

16番 石田尾 茂樹

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村 一久	議事調査係長	岩川 さほり
議事調査係	若松 直樹		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治	教育長	石田尾 行徳
副町長	岩川 茂隆	会計課長 兼会計管理者	塚田 美恵
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三角 謙二	政策推進課長	木原 幸治
観光まちづくり課長	有馬 照幸	町民課長 兼地域住民課長	鶴田 洋治
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日高 孝之	健康長寿課長	泊 裕一郎
生活環境課長	泊 竜二	産業振興課長	松田 賢一
建設課長	計屋 正人	電気課長	内田 康法
教育総務課長	泊 光秀	社会教育課長	佐々木 修
監査委員事務局長	中村 一久		

△ 開 議 午前10時00分

○副議長（大角利成）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日は、石田尾茂樹議長が入院中のため、欠席届が出ています。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

ここで、生活環境課長より発言を求められていますので、これを許可します。

○生活環境課長（泊 竜二）

昨日は大変失礼いたしました。

昨日の議案第76号の総括質疑において、高橋義友議員から、県補助金の減額に伴い歳出の海岸漂着物地域対策推進事業委託を200万円減額しているが、その事業内容はどのようなになるのか、との質疑がございましたのでお答えいたします。

廃棄物対策費の委託料において、海岸漂着物回収委託料を350万円計上いたしておりました。今回、県補助金の減額に伴い200万円を減額し、150万円とするものです。なお、補正予算とは関係ございませんが、本事業で海岸漂着物の処分に係る費用として、運搬料、処分料合わせ88万6,000円を予算措置しております。

以上です。

○副議長（大角利成）

続いて、福祉支援課長より発言を求められていますので、これを許可します。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

おはようございます。昨日の議案第76号、一般会計補正予算の中での総括質疑の中で、中馬議員から質疑があった件ですけれども、これに対して補足をさせていただきたいと思っております。

障害児の利用は何名かということで質疑がありましたが、私のほうで1名とお答えいたしました。今年度は施設改修等を行った児童クラブの利用は1名ということなのですが、町内全体では現在、他の児童クラブに2名の利用者がいらっしゃいますので、合計3名が利用しているということになります。

以上です。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○副議長（大角利成）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、1番、渡邊浩議員に発言を許可します。

○1番（渡邊 浩）

おはようございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従って町政への一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて2点でございます。1点目が、法務局統廃合による住民負担増と町としての支援策についてと、2番目、ぼんかん導入100周年記念の劇団の公演についてです。

まず1点目です。鹿児島地方法務局屋久島出張所が鹿児島地方法務局に統廃合するという話が聞こえてきますが、町に何らかの話があったのか、伺います。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。渡邊浩議員の質問にお答えします。

現在、県内には鹿児島市にある鹿児島地方法務局を始め5つの支局、5つの出張所があります。離島においては、奄美郡区に奄美支局、熊毛地区に種子島出張所、屋久島出張所があり、他の離島では既に出張所は閉鎖されています。

今年の1月に鹿児島地方法務局の総務課長が来庁し、まだ正式に決定しているわけではないが、今後、屋久島の出張所は閉鎖する方向であると事務レベルでの報告がありました。

○1番（渡邊 浩）

ありがとうございます。今回の質問で、行政や公共サービスに関わる施設が統廃合する事例というのは、近年全国的にも増加しております。これにより住民に大きな影響を与えるケースが少なくないということで、特に離島や過疎地域においては、その影響が顕著です。

高齢者の方は、こういう統廃合の話になるとすぐ敏感になりまして、たまたま今、屋久島町商工会の中の屋久島ポイントカード会がなくなるということで、新しいシステムに移行するというので、公民館等で切り替えの作業を行うということを放送しましたら物すごく殺到しました。栗生においても200名以上、平内は私担当でしたから、これも200名以上の方が来て、高齢者の方々はこういうのに大変敏感であります。例えば、身近にあった郵便局がなくなったりとか、交番が廃止されたり、ガソリンスタンドが営業停止するとか、そういった地元の地域の基盤と言える施設がなくなると、住民の皆様にとって日常生活が大変利便性が損なわれるということで、高齢者の方々は大変不便を感じると。スマートフォンやデジタルツールのなじみのない高齢者の方々にとっては、これらが大変直接的な生活の不便に精神的なダメージを増大させる要因となっております。

今回の相談に受けましても、地元の住民から、早めに情報を察知して、法務局が統廃合するということで、あなた方議会としては、陳情なりして、これをやめさせるべきではないのかなということでも厳しく問われまして、いや、私は、これは国の再編なので、どうのこうの言うことはありませんということでも言いました。同僚議員にもお話をしましたのかということだったのですが、特にこれは必要ないのかなと思いつつ、今回の一般質問に入らせていただきましたが、今回の一般質問で、なぜ法務局の再編成について議員が議会で一般質問をしなければならないのかということでも、私なりに考えてみましたら、やっぱり法務局がなくなることによって、相続することが困難になるのではないかとことを住民に問われまして、特に今、令和6年4月1日から相続の義務化がなされています。これをしないと罰則が科されるということですね。こういうこともあって、法務局がなくなると大変心配になるという声を聞いて、今回一般質問させていただいたわけですが、もう結論からいきますと、事務方レベルの担当課長に伺いますが、もし相続、亡くなって固定資産税を加算される場合には、どのような形で選任するのか。一人の方が亡くなったら、奥さん、子供たくさんいるわけで、その一人の方を選任すると、例えばその人は相続の権利があると誤解を招くのではないかとということで、ちょっとそういうことも住民の皆様から問われましたので、税務の担当者の方に相続人の代理人の指定、このような手続はどうなっているのか、回答をお願いします。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治）

ただいまの御質問にお答えいたします。

不動産の登記と固定資産税の納入者というのは、直接関係があるわけではありませんが、課税については登記を元に基本的にはするようにしております。固定資産の所有者が亡くなった場合は、その遺族の方の中から代納者、相続の資格のある方について、どなたが代表者になっていただきますかということで、こちらから通知を送って、相続人の中で決めていただいて、書類を出してもらうようにしております。ですから、4月から登記が義務化になりましたので、それらの告知の文書も添えて、現在、固定資産税の納税の代表者を選任するようにしております。

以上です。

○副議長（大角利成）

渡邊浩議員、通告の内容に従って質問をしてください。

○1番（渡邊 浩）

ありがとうございます。通告にない質問、御迷惑をかけました。担当課長、ありがとうございます。

町長の答弁でもしっかり分かりましたので、この1番については、もうこれで終わりたいと思います。

2 番目です。法務局の統廃合により、特に高齢者の皆様にとって、相続登記の手続が困難になっている現状を憂慮しております。住民の皆様の負担を軽減し、円滑な手続を支援するために、町としてどのような支援があるか、伺います。

○町長（荒木耕治）

議員の質問は、特に不動産登記についてのことだと思われませんが、不動産登記の申請については、多くの方々が司法書士に依頼をして申請を行っています。法務局に確認をしたところ、個人申請は約7.5%、件数にして10件程度で、ほとんどが司法書士等資格者を通じて行われていますので、町民の方々へ直接負担が増加するとは考えておりません。現在、屋久島出張所では約70%がオンライン申請を利用しており、オンライン申請が主流であります。また、オンライン申請の方が手数料が安い、午後9時まで受付が可能、送料が要らないなどのメリットがあります。

町民の皆様に直接的な支援は考えておりませんが、町報等を通じてオンライン手続のメリットについて広報を行うなど、法務局とも連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○1 番（渡邊 浩）

町長の答弁で、大体のことは分かりました。

結論から申しますと、私がまた事務方レベルにお伺いしますが、法務局にある端末、謄本出せるような、そういったものを役場の各出張所に設置することはできないのか。そうすれば、オンラインがやはりやりにくい方もいらっしゃるけど、各出張所にその端末があれば、書類も取りやすいのかなと思ひまして、伺います。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治）

先週、法務局の次長と課長補佐が来られまして、色々協議をさせていただきました。県内にもサービスセンターというのが、伊仙町とそれから和泊町のほうに設置されております。これはオンラインでつながって、申請した分の事項証明書等を受け取るだけの施設であります。これにも設置基準がありまして、年間2万6,000通の利用がないと設置がされないということでありました。屋久島町の場合、今どのくらい年間発行しているかということ、2,600通程度ということで、その設置基準にはちょっと及ばないということでしたので、この端末についての設置は厳しいのかなと思っているところです。

以上です。

○1 番（渡邊 浩）

この端末の設置基準が厳しいということから、和泊町や伊仙町は実施しているということで、この件数についても、また住民からの声が上がれば少し緩和していただけないかとか、そういう要望も出していただければと思います。

この相続登記の件に関しましては、ちょうど1年前、私が令和5年度の第4回の定例

会の一般質問において、入会資源総合活用促進対策事業について質問を行った経緯があります。これについても、私が自分の選挙のときもこれを公約に掲げたものですから、今でもこの事業はまだできるのか、あの手は回答はどうなっているのか、厳しく問われております。県にも確認しましたら、宅地等はできないという回答でありました。だったらほかの事業はないかとか、そういう厳しい御意見もたくさんいただいております。私も議員として勉強しているのかと厳しい意見をたくさん聞いているところで、自分の力不足を感じているところがございますが、これからも住民の皆様とともに前向きに考えていきたいと思ひます。引き続き担当の課長、町長を始め皆様、御指導よろしくお願ひします。この1番の質問については終わりたいと思ひます。

次、2番目です。ぼんかん導入100周年記念の劇団の公演について。

1番目、屋久島の小さな劇団は屋久島の偉人たちを題材とした演劇を通じて、地域の文化や歴史を後世に伝承する上で、重要な役割を担っていると思ひます。地域に根差した文化活動に対する町としての支援策についてお聞かせをお願ひします。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

渡邊浩議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員御自身が劇団のメンバーとして地域文化の振興に御尽力されているということに心から敬意を表したいと思ひます。

地域に根差した文化活動については、屋久島全体の文化的価値を高めるものであり、そのような文化活動への支援策として、屋久島町では2つの補助金の交付事業を行っているところがございます。

1つ目は、屋久島町文化協会への補助金の交付です。屋久島町文化協会は社会教育団体という位置づけであり、同協会会則によりますと、協会は屋久島町内において活動する文化団体並びに同好会、個人等をもって組織し、相互の連絡及び協調を図ることにより、地域住民の文化の向上に努め、郷土文化の振興に寄与することを目的とするとなっているため、この協会への補助金交付が地域に根差した文化活動への支援に当たるというふうに考えております。

2つ目は、無形民俗文化財を始めとした保存会への補助金の交付です。屋久島町郷土芸能等保護事業補助金交付要綱にのっとり、地域行事と結びつき、昔からその形態を変えることなく伝承されてきた芸能を守る団体に対し支援を行っております。劇団等の組織につきましては、まずは文化協会への加入を検討していただき、舞台発表の機会を得るとともに、そのための練習であれば公共施設の使用料の減免対応等が可能となります。また、個別の発表会等におきましては、屋久島町行事等の共催及び後援に関する要綱の

第4条、または屋久島町教育委員会の行事の共催及び後援に関する要綱の第4条の規定を満たす必要がございますけれども、屋久島町教育委員会の後援行事とさせていただくことで、広報紙等での周知も可能となるのではないかと考えているところでございます。

○1番（渡邊 浩）

教育長、ありがとうございます。今、無形文化財の助成金とか色々新しい情報を得ることができましたので、財団にもこの情報をお知らせしたいと思います。

また、教育長とは11月24日に関東屋久島会で御一緒させていただきました。関東屋久島会には屋久島町からは教育長、私ども議会からは副議長と私と参加させていただきました。この関東屋久島会は、屋久島を離れて関東地域で活躍される方々が年に一度集まり、懇親会や親睦を、また近況報告などをする大変有意義な会であり、私どもも参加して色々な知恵や情報を得ることができてよかったと思っております。この会で教育長とも劇団のお話をさせていただきました。大変、教育長も地域文化の振興に興味を示されており、大変私たちも今後とも頼っていきたいと思っております。

この小さな劇団は、立ち上げから話しますと少し長くなりますが、話します。2018年9月に私ども劇団が地域の歴史や文化を次世代に伝えることを目的に、屋久島の偉人たちの物語を題材にした劇団を立ち上げました。旗揚げ公演として、泊如竹翁の物語を上演いたしました。この公演は、島内から募集した約20名の団員とともに、約3か月間、週2回から3回の稽古を重ね、無事に成功を収め、多くの皆さんから温かいお言葉をいただきました。この活動を通じて、演劇が地域の歴史や文化を学ぶ場として、子供たちの教育に大いに役立つと感心しております。そして、今回、このぼんかん100周年の事業として、黒葛原兼成翁の公演をしたいと座長にお願いしておりました。そしたら、私が平内の区長だったところ、県の担当に御相談したところ、熊毛地域振興推進事業があるということで、このたび令和6年の熊毛地域振興推進事業から予算を確保することができ、鹿児島県から100万円、屋久島町から100万円の助成金をいただいて、その中から劇団の支援にもいただき、深く感謝を申し上げます。

参考までに、この熊毛地域振興事業、屋久島関連を言いますと、西洋文化を広めたシドッティの功績普及・啓発事業、奄美・屋久島観光共創事業、「YAKUSHIMAとれ〜るミックス」開発トライアル事業、サイクリングロード整備事業、ぼんかん100周年事業などがあります。これらの事業を通じて、屋久島の魅力をさらに発信していきたいと思っております。

また当日は、10月14日、我々の芝居を町長、教育長、議長、副議長、同僚議員始め多くの方々に見ていただき、大変感謝申し上げます。特に町長におかれましては、個人的に大変温かい励ましの言葉をいただき、感謝申し上げます。やはり屋久島が世界自然遺産30周年を超えて、世界自然遺産屋久島の首長らしい町長、最近私はどうも町長が文化

の香りの匂う町長だとしております。今後とも我々文化劇団等も頑張っけて活動していきますので、屋久島町教育長、御支援をよろしくお願いいたします。

この件については終わります。

2番目です。農業後継者不足が課題となる中、今回の公演のような取組が、若者たちに農業への関心を高めることにつながると期待されますが、農業の魅力を再発見してもらうため、新たな取組について何か計画はあるのか、伺います。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

若者たちへの農業の魅力を伝える取組としましては、まず、学習農園設置支援を行っております。各小中学校に1校当たり3万円の支援をし、それぞれサツマイモや野菜類、花などを植栽することで、土に親しみ、農業体験を通じて農業に対する正しい知識と人間性豊かな児童生徒の育成に努めているところです。特に神山小学校につきましては、校区の伝統野菜であるカワヒコイモを栽培し、伝統野菜の継承にも取り組んでおります。

また、要望がありました学校には、出前授業や牧場等の施設見学など、その都度対応し、農業を身近に感じてもらえるよう取り組んでおります。

近年では、屋久島高校情報ビジネス科の生徒が、島内の事業者と協力し、無農薬茶葉を使用したマドレーヌの商品開発や、タンカンやパッションフルーツ、スモモとナッツをブレンドした登山携行食の開発など、すばらしい活躍を見せておりますが、これも幼少期に体験した経験が生かされていると思っております。

御質問にありました新たな取組につきましては、これまでの取組を継承するとともに、尾之間試験園を児童生徒の学習の場、若い担い手農家の教育の場として整備をし、利用していただけるような仕組みづくりを行ってまいりたいというふうに思っております。

○1番（渡邊 浩）

今の町長の答弁で、町長が屋久島の新たな魅力を創出する可能性を秘めていると感じました。町長が示された前向きなビジョンを実現するために、今後とも積極的な御提案と御支援をお願い申し上げます。

参考までに、私、11月27日、28日に沖永良部島にジャガイモ農家の研修に行ってきました。これは認定農家の中の屋久島経営クラブのメンバーで、県の職員が2名、農協が1名、我々認定農家から同僚議員も含め3名が参加しました。沖永良部は、ジャガイモの栽培が大変盛んでいます。私の母親の兄弟9人のうち6人が沖永良部島にいますが、1人の親子も5haを栽培しています。今回視察に行った農家では、13haの農家、親子3代で栽培しておりました。私はすぐに聞きました。売上げいくらなのと。5,000万円から6,000万円と。すごいなと思いつながら。次の施設に行った農家は、面積を減らして

20haジャガイモ。また聞きました。売上げいくらなのと。1億円を超えていますと。さらに花の栽培をしているということで、これは売上げが少なくても1億2,000万円。ピーク時は1億8,000万円あったと聞いております。

この沖永良部がジャガイモをいつ栽培したのかということ、昭和48年に80代の男性が初めて栽培したと。沖永良部はサトウキビの栽培がメインでしたが、やっぱり換金作物のローテーションを考えたときに3年かかると、その後何がいいかということでジャガイモと。そのほかにサツマイモとか色々やって、大変夢のある島だなと思うところでした。

屋久島については地形とか気候、色々もろもろ違いますが、屋久島にあった特産品、色々やっぱりあると思います。今回、黒葛原兼成さんのぼんかんのお芝居をしましたが、兼成さんは台湾からぼんかん以外にもパイナップル、キナ、バンペイユ、ユリネ、お茶、色々持ち込まれたと。特にユリネに関しましてはものすごくよくて、横浜に着くまではよかったですけど、そこで検査したときに、菌が発生して全部駄目だったと。これがもしうまくいってれば、今の沖永良部みたいにユリネの産地で屋久島が成功していたのかもしれないということをお話を聞いております。

そこで、もう農業委員会の担当課長のお話というか意見をお聞きしたいんですけど、私の周りにはやっぱり移住者の方が多くて、特に日本国内、世界中を旅して色々回って屋久島にたどり着いた、森、水、海、川、里、全てここの屋久島がいいということで気に入って、永住しますと。ただ、新しい農業を始めたいと。先ほど町長も答弁でありましたけど、この新しく来られた方々が、私のところにもものすごく大量な資料を持ち込んできて、初めて聞くような植物とか野菜を持ってくるんですよ。できるのかなと思うんですけど、まずは新規参入するときに、農地、今は農地、下限面積が撤廃されて、もう売買は簡単にできますけど、さあ、移住者が新しく農業をしますよというときに、農地等はまとめてお借りしたりとか売買はできるのか、そういう情報等は、もし分かる範囲内でお願いします。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

本町では、地域の農業委員や最適化推進委員と連携をしまして、農地所有者を対象とした農地利用アンケート調査を実施しております。この調査では、農地を売りたい、または貸したいと希望される方の情報を収集し、リスト化してありまして、新規就農希望者のニーズに合わせてマッチングするための資料として活用しております。

また、新規就農の希望者が経営開始資金等を活用したいという場合には、5か年の経営の計画を作成する必要がありますので、その際は技術支援の担当と、県の屋久島事務所農林普及課の技術専門員と一緒に、面談を実施するなどして、伴走支援を行って

いるところです。

○1番（渡邊 浩）

担当課長、明確な回答ありがとうございました。私も6年間、農地最適化推進委員をしていた時代がありまして、そのときからも移住者から色々相談がありましたが、今後は事務局の農業委員会の窓口に合わせてくだされば対応しますということで、回答していきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

最後になります、3番目です。観光振興の観点から、今回の公演のような文化的なイベントをより一層活性化させるための施策についてお聞かせをお願いします。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

観光と文化の関連につきましては、令和2年5月に文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が施行されました。この文化観光推進法は、文化の振興を基点として観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出することを目的とされており、多くの人々に有形、無形の文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存継承の意義の理解と新たな文化の創造発展へつながると。また、文化の振興を基点とした観光の振興が、旅や購買、宿泊等の消費活動の拡大による地域の活性化をもたらし、その経済効果が新しい文化の創造を含めた文化振興に再投資される好循環が創出されることで、地域の持続的な発展に寄与することが期待されます。

このような好循環を創出する原動力となるのは、地域でまだ十分に光が当てられていない郷土芸能や歴史などの文化資源の魅力に触れる機会と、国内外からの幅広い来訪者に提供することであり、文化観光推進法では、文化資源の観光や体験活動等を通じて地域の文化について理解を含めることを目的とする観光が文化観光と位置づけられています。文化観光を実行するには、祭りや食、自然といったそれぞれの地域が持つ魅力を改めて認識をしていくことが必要であり、その上で理想となるターゲットを定め、そのターゲットに楽しんでもらえるような新たな文化財の切り口を見つける必要や、加えて魅力を届けていくための継続的な発言も求められます。

議員御質問の観光振興の観点からの活性化施策については、文化資源の文化的・歴史的背景を掘り下げ、その価値を磨き上げるとともに、多くの方々に分かりやすく情報発信・提供を行うことによる地域の文化資源の価値と魅力に触れる機会の創出、そしてその取組を通じて、観光来訪者のみならず、地域住民についても地域への愛着や文化資源の保護意識の高まりを促すことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○1番（渡邊 浩）

町長の今の答弁で、観光振興と文化的イベントの活性化に向けた具体的な施策を明示していただき、大変感謝申し上げます。今後とも、文化振興に対する御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（大角利成）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○副議長（大角利成）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邊博之議員に発言を許可します。

○14番（渡邊博之）

日本共産党の渡邊博之でございます。年の瀬も間近に迫ってまいりましたが、今年の国内における最大のトピックは、総選挙の結果ではなかったでしょうか。長年続いてきた自民党・公明党の与党を過半数割に追い込み、与党一強時代の終焉を告げる歴史的な結果を作り出した国民の審判は、新しい政治への転換を求める、新しい政治へのプロセスの探求を求めています。この選挙結果に貢献したのは、裏金問題でスクープを連発してきた新聞赤旗と日本共産党の追及でした。「赤旗に白旗上げる自民党」という川柳が話題になりました。そして、総選挙のMVPは日本共産党との評価もありました。

MLBナ・リーグでMVP賞を受賞した大谷翔平選手にちなんで、私も「大谷と赤旗共にMVP」と読んでみました。どうでしょうか。ありがとうございます。「共に」は共産党の「共」の字を充てています。

それはともかくとして、私はこれらの評価に誇りと確信を持って、そして、新しい政治を求める有権者の審判の底流には、地方政治にも共通するものがあることを肝に銘じ、町民生活最優先の政治の実現に力を尽くす決意を改めて表明したいと思います。

以上申し述べ、通告に沿って一般質問を行ってまいります。最初に航路問題、次に不登校問題について、最後、急を要する課題3点でお尋ねをしてまいります。

フェリー屋久島2が、エンジン部のトラブルで運休してから2か月が経過しました。こうなって、フェリー屋久島2の存在の大きさが分かったという声もありますが、私はなぜこうなったのかについて、一言述べておきたいと思います。

故障部は、2年前に分かっていたと会社は証言しています。その時点で、国内のメーカーに修理を依頼したが、コロナ禍の諸事情でそれができなかったというのが会社側の言い分です。しかし、この説明で納得するわけにはいきません。その後の2年間、その

まま船を酷使してきたことが、長期運休という今日の重大事態を招いたことは明らかです。2年も時があれば、国内ではできないとしても、今回発注したように国外発注の道は見えていたはずであります。今回の事態を招いた根本に、島民の命と暮らしを守る企業の社会的責任の希薄さを強く指摘しておかなければなりません。フェリー屋久島2の週6日運航が、その運休によって現在、鹿児島商船のぶーげんびりあ号が週2から3日で代船役を果たしています。船の大きさの違いもあって、生鮮食料品など生活必需品が店頭がない、資材の積み残しや島からの出荷がスムーズにできないなど、流通の滞り、病院など鹿児島へ行くのに2倍の高速船料金では痛いなど、かつてない影響が出ており、島民はいつ元に戻るのか不安を募らせています。現状に対する町民の不安の根底には、情報不足と先が見えないところにあります。政治の責任は、この事態をどう打開し、先がしっかり見える点を島民に示すことができるかというところにあるのではないのでしょうか。

そこで町長にお尋ねします。これまでの経過とともに、今後の見通しについて町長の見解をお示してください。

以上で、最初の質問を終わります。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

渡邊博之議員の質問にお答えします。

前段での議員のおっしゃることは、私も折田に関する件に関しては、そういう同じ気持ちであります。御承知のように、10月5日からフェリー屋久島2は、エンジン周辺部分の不具合により運航を見合わせているところであり、これまで折田汽船のフェリー屋久島2と、鹿商海運のはいびすかすで屋久島の物流が支えられておりましたので、その1つが欠けるという事態となり、町民の皆様の不安は重々承知しておりますし、窮状を訴える声を他方面からいただいているところです。

これまでの経緯としましては、まず故障が発覚し、当分の欠航が必要となるということの第一報として、折田汽船から電話連絡がありました。その後、折田汽船関係者が10月18日に直接来庁し、執行部と町議会の交通対策調査特別委員会の正副委員長同席の下、故障及び今後の見通しなどの状況説明を受けました。その際、今回の修理に必要な部品は外国製のものであり、製作に通常6か月かかると言われているが、どうにかして3か月で納品できないか製造会社をお願いをしているが、まだ納品時期の知らせがない旨を説明を受け、屋久島町としても長時間にわたると、町民生活や農水産物の出荷についても多大な影響が生じるので、どうか早く解決をしてほしい。町民にもお知らせしたいので、再開時期の連絡もほしいと申し上げたところでした。

しかし、12月となった今も、折田汽船から再出航できる時期のお知らせはなく、最初の段階で話のあった6か月であれば3月頃なのかもしれませんが、折田汽船と部品製造会社の努力により、少しでも早く再出港されるよう願うよりほかはありません。

また、フェリー屋久島2故障後、市丸グループ折田汽船側から、いわさきグループ鹿商海運に相談し、種子島に就航しているぶーげんびりあを週二、三回ほど屋久島に向けて就航していただいているところであります。しかし、11月の運航スケジュールが示される段階において、ぶーげんびりあを運航するに当たっての費用負担等の行政支援の要請があり、ひとまず検討期間として、11月分は決定されたものの、行政支援の方法がまともでないこともあり、12月分全てのスケジュールは示されていないところです。

町としましては、折田汽船に対応できないか、鹿児島陸運支局に海上運送法上で指導・助言ができないかを要請するほか、財源負担等両船舶会社の調整を県に依頼していますが、未だ明確な方針が決定できていないところです。改めて町民の皆様や各種事業者の皆様には、大変な御心配と不安を与え続けていることになっていることとお詫びし、関係者が協力し、この緊急事態を早期に収束できるよう、引き続き努力したいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之）

9日の全員協議会で事態が大きく変わって、現状の週3日をどう維持するかということで緊急となっている。こういうことにちょっと愕然としたわけですがけれども、9日の全員協議会では、もっと具体的な説明を私たちも受けております。ただ、その緊急のことと、そしてやっぱり本来どういう解決すべきか、どういうところに責任が、誰に責任があるのかというのは、やはりしっかりと私たちが示していく必要があると思うんですね。そういう点で、改めてポイントは何かということで質問を続けていきたいというふうに思います。

まず、サービス基準という基準があります。これは、島民との約束ごと。以前は法的拘束力があつたわけですがけれども、しかしそれが規制緩和で取り払われて、言わば約束ごとということになっていますけれども、この中身は、儲かるところだけ経営をして、そして、その採算の取れない、あるいはそういう部分は削るという、そういうことでは困るということから、特別に住民と町との合意として残されているものであります。

ところが、このサービスという言葉からして、会社側が島民にサービスをするという意味になるわけですね。言葉自体が、もう既にその形骸化を目指しているような感じがあります。ただ会社側は、やっぱりしっかりと自覚をして、種子島では市丸さんはわかさを走らせる、屋久島では折田と提携して、その条件を満たしている。鹿商商船、いわさきさんは種子島ぶーげんびりあですね。その条件を満たしている。会社側はこのことは、やっぱり一定の義務として自覚はしているわけですね。そのことは、はっきりと

しているというふうに思います。

ですから、いわさきさんが、この問題を解決する鍵は市丸さんと、そして折田さんにあるんだと証言しているのは、そのことを示しているというふうに思うんですね。そこに責任を果たせとやっぱり言っていることは、そのことを示しているんだというふうに思うんです。

そういう中で、問題はやはり、前段に私が述べましたように、故障は分かっていたのに手を抜いてきた、無視してきた、こういう責任、それからこのサービス基準、これを満たすための責任、これはもういずれも市丸氏、そして折田氏にあるわけですから、ここは揺るがなく私たちは掴んでいく必要があると思います。やっぱりその責任を果たせということをきちっと強調していくことが必要なんじゃないかと思うんですね。

ただ、いわさき商船は人道的に今、ぶーげんびりあを走らせている。ただ、その運航にはやっぱり負担もかかっている。だから補助をしてほしいと、ここはやはり正当性が私はあるというふうに思います。そういう意味で、屋久島町が緊急的に財政を出動する可能性も全員協議会の中では明らかにされましたけれども、このこと自体は私も仕方がないという形になりますが、ただ、これで落ち着いちゃうと、もうずるずるといっちゃう。なんで屋久島町民が、屋久島町が責任を取らなきゃいけないのかということになってしまうんですね。この追求はやっぱりやめてはいけないというふうに思います。そのことについて町長どうですか。

○町長（荒木耕治）

折田から報告を受けたときに、当然、私はそのとき思ったのは、当然これ、折田汽船が代船をチャーターをして走らせるんだらうなと。その責任があるというふうに私は思っているわけです。ですが、折田さんはチャーターをしないと出したんで、じゃあもう折田は代わりの船走らせないということです。そこで、私は、それは海上運送法上おかしいんじゃないということで、詳しいことは後で担当課長に説明をさせていただく。鹿児島陸運支局に行って、これで代船を出さないというのはおかしいんじゃないかと。これ代船を出す義務があるんじゃないかということで、話を聞きました。そこをちょっと担当課長から、そこでどういう話合いがなされたかというのを報告をさせたいと思います。

○政策推進課長（木原幸治）

全員協議会の際にも報告をさせていただきましたけれども、12月2日の日に改めまして、九州陸運局の鹿児島運輸支局のほうに出向をいたしまして、今回のフェリー屋久島2の運休について、どういう合法的な手続が取られていたのかということと、あと海上運送法上の担当所管課である運輸支局のほうで、今回のことについて指導・助言等ではできないのかということの要請・要望、法律的な解釈についてお話をお伺いをいたしました。

た。

運輸支局のお話ですと、今回は折田汽船は運休の手続を、提出を出されて、それを受理をしています。そういうことから法律上の指導・助言は行わないという回答でありました。私のほうからは、その届出を出しただけでなく、その後どう対応すべきなのかということは、許可を出した側で追求すべきであり、それをもって許可をするべきだったんじゃないですかということもお伝えいたしました。そこまでは国のほうでは行わないということで回答をいただきました。

これらのサービス基準につきましてもお話をいたしました。今現在、議員がおっしゃるとおりに、いわさきのぶーげんびりあ・はいびすかすでサービス基準を満たしている。この航路についてのサービス基準を満たしていないということの判断には至らないという判断でした。それは、それぞれの会社によって許可を受けているはずなので、ほかの会社が許可を受けているからといってサービス基準を満たしているという考えはおかしいんじゃないですかというお話もいたしました。法律の考えではそうではないと、その航路で基準を満たしていればいいんだというお話がありました。であれば、サービス基準が今の実態と合わないのを改正をしていただきたいとお話をしましたが、その調整は鹿児島県のほうで調整をすることになっていると。実際の実務についても、鹿児島県が各市町村、関係市町村に意見を聞いて調整をすることになっております。実務もそうになっておりますので、そのときに意見を出してほしいというふうに言われました。

なので、その取組としては相談をさせていただきましたが、今のところはそれを善処をしていただくような回答が今段階では受けられておらず、残念に思っているところです。ですが、そういうこともありまして、現在、鹿児島県のほうに会社間の調整であったり、これを早く収束に導いていただくために交通整理をしていただきたいということを県にお願いをしております。それは県にも一定の道義的な責任はあるというふうに考えたからでありまして、それは直接、町長のほうが担当課長のほうにぜひやっていただきたいというふうに要望してありまして、今現在それを調整していただいている段階になっています。

○14番（渡邊博之）

町長始め関係職員の皆さんが、担当課の皆さんが一生懸命この問題に取り組んでいるというのは、説明の中でしっかりと我々も知ることができるわけですがけれども、そういう中で、県の姿勢というのは、指導・助言できないということがおかしいというふうに思います。指導はできるわけで、さっき言ったサービス基準にのっとって、やっぱりしっかりと島民の暮らしを守るためにやってくれということをやると必要があると思うんですけれども、お聞きしたいんですが、市丸氏とそれから折田さんは、なぜ代船とか、あ

るいは自分たちのお金を出して、いわさきさんのぶげんびりあを支援するとか、なぜできないと言っているんですか。

○政策推進課長（木原幸治）

私も直接お伺いをいたしました。鹿児島県のほうからも折田汽船さんのほうには、ぜひこの代船の要望であったりということについて、代船以外にも費用負担のことであったりということも含めて、要請をいたしました。その回答は、フェリー屋久島2が運航していないことで収入源がないと。その一方で職員の人件費の支出であったりとか、それ以外の経費の捻出もあるので、今現在、費用負担の部分についてはできない、難しいというお話でした。

一方で、代船の備船料のことについても、一度ほかの会社のほうからチャーターをしようということで見積りを取ったそうです。その金額が莫大な金額でした。それで、これを継続することは難しいという回答がございました。また、今、種子島のほうに就航しているプリンセスわかさという船がございます。そちらを日曜日に運休をしているという情報を得ておりますので、それを屋久島のほうに向けて運航できないかというお願いをしております。今現在、屋久島側のほうにも就航ができるような許認可の手続きを取っていると。回数はまだ未定なんですけれども、そういう作業をされているということで、昨日、情報をいただきました。

○14番（渡邊博之）

経営上難しいということなんです、それを示すものもやはり必要じゃないでしょうか。厳しいということで、例えば借入をする余裕はないのかとか、結局そういうことの突き詰めがないままに、町民が今後、やっぱり億単位になりますよね、このままだら。そういう負担を強いられてしまうというのは、本当に理不尽な話だというふうに思うんですね。ですからこの辺は、私は諦めずにやっぱりやるべきだし、彼らも負担を抱えることで、そのための負担を借金でもしてやることで、やっぱり急ぎますよ、フェリー2の復旧を。そういう効果もあるということも含めて、ここは諦めずに私はやるべきだと、やっぱり言うべきだと。県にもやっぱり基準を守れということを強く指導すると、そういうことを強く思いますけれども、ぜひそういう方向でやっていただきたいというふうに思います。全く理不尽な町民負担、何で町民が負担しなきゃならないかというのは、これ誰もが考えることですよね。自分たちが何か、フェリー2とかを故障させたわけでもないし、どこにも町民が負担をすると、道理がないというふうに思いますので、そのことはひとつ、今後とも譲らずに追及していただきたいと思います。

○政策推進課長（木原幸治）

渡邊博之議員の御発言について大変理解いたしまして、そのために交渉をさせていた

だいておりますし、我々のほうで交渉能力がない部分については鹿児島県のほうで補っていただきたいということをお願いを続けております。その関係で、18日、19日の日には交通対策特別委員会の皆さんと一緒に、改めて鹿児島県と折田汽船のほうには要望をしていただく活動をしているということに承知しておりますので、その中でもお力添えをいただきたいなと思っております。

もう1点、ぶげんびりあ側の経営者の方は、屋久島町が負担すべきではないんじゃないかということは御提言をいただいております。決してぶげんびりあ側が屋久島町に負担を求めているものではありません。また、鹿児島県についても、今現在、鹿児島県が屋久島町のこの町民のために支援ができないかということで、一生懸命財政当局と協議をして負担をいただける方向で協議を続けていただいております。それがまだいくらかという形の結論が見出せていないという状況でして、全く検討していないわけではありませんので、それについては御留意をいただきたいと思えます。

○14番（渡邊博之）

しんどいでしょうけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。筋を通すということが今一番大事だというふうに私は思いますので、頑張ってくださいというふうに思います。

もう一つのポイントは、やはり国、県のイニシアチブ、先ほども出てきましたけれども、聞いていてもやっぱり弱いなというのが思います。我々も国民ですから、しかも離島ですよ。しかも財政状況、そんなに豊かでもない。そういうところに対して、やはり国や県が支援もする、指導もする。これも不可欠だというふうに思います。

実は10月14日、私は日本共産党の選挙で当選したばかりの田村国会議員に連絡を取りまして、国の指導は必要だということを訴えたら、10月14日に国交省と会議の場を持っていただいて、私もオンラインで参加して、現地報告という形で参加しています。このときに田村議員が、世界自然遺産の島がこんなに苦しんでいると、困っていると。だから補助金投入も視野に、何より国が直接乗り出して、地元の意見や現状をつかむべきだと要請をしているんですね。ですから、私はそういう意味では、国がそうやって動いてくれたら、実情も把握して理解も深めていると思うんですけども、この辺で町長、国から何かあったでしょうか。国は県でしょうけれどもね。何か国の動きはあったでしょうか。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

国からは全くありません。今あった、国・県のイニシアチブということでちょっと答弁させていただいてよろしいですか。

先ほど主な経緯を述べたところですが、この件があってから国土交通省海事局に私が内航課長と東京で面接をしました。鹿児島県知事とも会いました。総合政策局にも行き

ました。交通政策課にも行きました。鹿児島運輸支局は先ほど言ったように、木原に支局に行ってくださいました。要望、協議を行ってまいりました。特に有人国境離島の視点からも、私は常日頃、海の国道と言っております。これが断裂をしていることを認識に立ち各方面に訴えているところです。また、最初、岩崎社長との面談で、この状況は非常事態であるから、行政が責任を持つべきではとの提言を受けました。提言は受けましたけれども、屋久島町が持つべきじゃないとは一方で言っているわけ。国・県に求めなさいということです。そういう国や県に町民生活の窮状を訴え、折田汽船株式会社への指導と、いわさきグループ鹿商海運が所有するぶげんびりあの定期運航の備船費用の調整、県の負担などの調整を依頼したところです。

離島航路においては、昨年末に十島村のフェリーとしま2が火災により約3か月半運休をすることになりました。そして、今回フェリー屋久島2が10月から運休し、生活物資を輸送する航路の運休であることから、今回の2件の事例は他の離島にとりましても対岸の火事ではない事態となっているのではないかと思います。現にある離島の市町村から不測の事態に備えての問合せもいただいております。

幸い、十島村の場合は、村営船のみが運航している離島航路補助区間であることから、制度的には国から備船料を補填されましたが、鹿児島・屋久島間は競合航路であることから、離島航路の補助対象からは外された区間となり、現行の制度では、今回のぶげんびりあの運航に対する補助はなく、依頼者がその費用を負担することになります。今回のような長期間にわたる輸送サービスの低下は、町民生活の根幹を脅かすもので、早期に確実な対応が求められます。また、船の経年劣化によって今後も発生しかねない事案だと認識をしております。これからも法律を所管し、調整する立場にある国や県、イニシアチブにより、早期本件自体の収束に向けた調整をとっていただき、離島航路を安心・安全に守り続ける制度改正も強く要請をしていきたいというふうに思っておりますが、まず、折田さん、社長にも会いました。日にちはちょっと忘れましたが、10月だったと思います。この船は船齢何年ですか、31年だそうです。このエンジン部が故障して、これが治って、仮に走り出したとき、またこういうことが起こるのが十分考えられるんじゃないですか。そのときは、この船をあと何年使うんですかって言いました。社長は5年使いたいと言いました。5年。じゃあ5年の先はどうなるんですか。新しい船を作るか、中古船を買うかというふうに考えています。

私は何でそんなことを言ったかという、これどっちかが辞めてもらえば、補助航路で、補助金でこれ作れるんですよ、船。単独航路になれば。だから、その前に、市丸さんといわさきで合併をして、それで船を作ろうという話もあったらしいんですよ。そうすると補助航路に一家になるんで、そういうこと。だけど最終的にはそれもできなかったということです。市丸さんは市丸さんで単独で船を作ろうとして、コロナ前に積算を

して色々やったら42億円かかると。それをなかなか赤字で作りきれなくて、今まで来たというのが現実ですよ。だからそういうことを言っていました。

だから、話がもうちょっと、色んなことがありまして、整理がきちんとついてませんけれども。今現在、じゃあ、その船を折田さんも傭船もしない。誰もしないわけですよ。11月までは岩崎産業社長が、道義的な時に私は熊毛海域の船をずっとやってきたと。だからこれは道義的、お前困ってるだろうって。私も本社に行って直接話をしました。君は困ってるだろうと。いや、そりゃそうですよ、生活物資もあって。だから、11月いっぱい、彼は道義的に走らすと。週2日か3日。それで走らせてくれたんです。だけど彼も商売人ですから、いつまでも、これ黒字じゃなきゃいけないんで。大きな赤字じゃないんでしょけれども、黒字にはならないんでしょ。船も小さいですからね。1,000トンぐらいの船ですから。ですから、そういうことを言っていた。だけど12月からはきちんと、その傭船料のスキームがどこがどうなるのかきちんとしなさい。そこからうちも金をもらいますということをはっきり言われて。それまでの間に、じゃあ私どもだけではいかんから、県も国にもお願いをして、何とかやろうって言ったら、もうなかなか結論が出ないですから。だから、いわさき側は、もうぶーげんびりあを止めますと言ってんですよ。決まらなければ、契約をしなければ。ですから今、12月になってから1週間、2回先週は走りました。今週また3回というのがスケジュール。小刻みに出てきてるといのは、ここでもういわさき側はきちんとしたものができないと、それが困るんで私は、もうこれは災害と一緒にですから、町が、そのために少し、そのために蓄えてきたものもあります。いつも議員から言われますけど、そういうことを早く使えと。だから私は、国・県がそういうことなら、もう屋久島町単独で使いますという。だから今、いわさきの人はお前がやるべきじゃないって、今度は彼が言うわけですよ。ですから、そんなこと言ったら船止まるんで、だから私は、とにかく船を走らせることが先決。生活を守って、島民を。今から12月になると、もうぼんかんが今出てます。1月、2月になるとタンカン、バレイショが出てきます。だから、もうとにかく船を動かすことが先決ですから、そういうことです。

だから、今言っているのは屋久島町と県と折田と、その応分の何らかの比分で取りあえず船を走らせようと今思ってます。ですが、これは災害だと私は思っているから国に行きますよ。それは、今私は全国離島の会長をさせてもらってます。そして、今、23日に東京へ行きますから、今これの雛形を作って、これ、内閣府の防災担当大臣のところへ行きます。行って、要するに中身ちょっと、まあ何かあれば、ですからちょっと中身を読んでもいいです。

平素より離島振興につきましては、格別の高配を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、離島航路は多くの離島にとって唯一無二のライフラインであり、離島航路政策は離島振

興の普遍的な最重要課題であります。このような中、令和5年12月末に鹿児島県十島村の定期船フェリーとしま2運航中の火災により約3か月間の運休、続いて同6年10月に本土と屋久島を結ぶフェリー屋久島2エンジントラブルにより欠航し、現在まで運航再開のめどが立たず、本土との物流が困難な状況に陥り、離島での生活を脅かす深刻な事態となっております。離島航路の途絶えは未然に防げず、防災対策も困難であります。不可抗力により引き起こされたこのような状況は、離島市町村の自力による回復は困難であり、まさに災害にほかなりません。

今後、離島住民の人命・財産、そして産業に多くの被害を生じる恐れがあることから、離島航路の途絶えに対して、以下の点について迅速に御対応をくださいますよう、よろしく申し上げます。

記。

1、物資輸送を始めとした離島航路の途絶えを災害と定義し、災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因に指定すること。

2、国は離島航路の途絶えたときの代替船の確保及び地方自治体による費用の支出について必要な財政支援を迅速に行うこと。

これを、一方でこういうこともやって、離島のことをやるわけです。

ですが、今日、明日のことは、これ間に合いませんから、すぐできませんから、渡邊議員が国会議員の先生方と話をしても、今日、明日、出る結論じゃないですから、それはそれとしてやりながら、だから今やっと、今こういうことが、今も南日本新聞が、やっと12月の4日に書いてくれましたよ、1面トップに。もうちょっと早く、こういう2か月ですよ。2か月間何にもマスコミも、屋久島のことを報道してくれなかったというのは、一部ありましたけれどもね。

ですからやっぱり、そういう、まあ個人的に言うと色々ありますけど、まだ屋久島の、これこそ屋久島にとって重要な問題だというふうに私は捉えておりました。ですから今後、こういうことでマスコミも屋久島の後押しをしていただきたい。やっぱり、今言うように世界自然遺産の島って言われても、それ豊かで財政的にやってるところなんかほとんどないわけですから、今言うように、こういうことをきちんとやりたいというふうに、まあ長々話しましたけれども。

○14番（渡邊博之）

私の質問より長い町長の答弁でしたが、でも満足をしています。

やっぱりこの問題が、同じ離島の問題として波及していくこととか、さっき言いましたように、ちょっと先の展望もしました。ただ現実はやはりなかなか厳しいということもつかんでいった上で、やっぱり諦めない姿勢を貫いてほしいというふうに思います。

私は、これは確認はしてませんが、司法の場でも十分耐え得る、そういう根拠

を持っている問題ではないかなというふうに思っているんですね。この探求もぜひやっていただきたい。これね、徹底してやっていかないと将来にもつながらないし、現在の解決にもならないというふうに思いますので、ぜひそのことはひとつ約束してください、検討をします。

○町長（荒木耕治）

当然、私もこんな性格ですから、やれるところは徹底的にやろうと。この問題はこのままで終わらせようとは思っておりません。

○14番（渡邊博之）

少し長くなりましたけれども、最後の議会でも18日は意見交換をするということをやっていますけれども、その結果も含めて、やはり議会でも意見書なり、要望書なり出すという、そういうぜひ行動を起こしていただきたいということを提案して、この質問を終わりたいと思います。

不登校問題で、教育長、引き続きお尋ねいたします。

不登校、全国で、つい直近30万人だった子供児童が41万人と急増しているという現実があります。これは町も例外ではなくて、私が聞き取りをした時点で、10月時点だったと思いますけれども、昨年の71名を超えている、そういう勢いで進行しているということが分かりました。

そういう中で、まず最初の質問を、直に御質問したいと思いますが、町内にフリースクールがございます。教育長も町長も行かれまして、非常に感激をされていまして。いい交換ができた。この町の71名のカウントの中に、フリースクールに通う児童もカウントされているということが分かったので、このことについて、やはりそれを深める意味でも少し議論させていただきたいんですが、国は、不登校児童については学校に帰す、帰順させる。それを目的にしては駄目だということを、新しい方針として通達を出しているんですね。何が大きかって言うと、その子供にとって、その子供が一番安心できる居場所、そこを学校という位置づけで見ていく必要があるというふうに位置づけております。

そういう意味で、フリースクールは教育長も行かれて分かったと思うんですけども、もう保護者の方がいっぱいいらっしゃって、それぞれ子供を見てると、本当に安心できる場所になってるわけですね。ですから、そういう意味で、まあ論理的矛盾って私ちょっと大げさな表現をしますけれども、そこは心配なしと、不登校という意味では心配なしというふうに見ていいと思うんですが、ただ残念ながら入っていると、これは少し矛盾じゃないかということを申し上げた、その辺で少し御意見をお願いいたします。

○副議長（大角利成）

ただいまの御質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの渡邊博之議員の質問にお答えをしたいと思います。

現在、各学校における不登校児童生徒の出席認定につきましては、町教育委員会が昨年策定をいたしました不登校児童生徒の出席扱い及び評価等に関するガイドライン、これをもとに行われているところでございます。

これは校長が、当該児童生徒にとって民間施設等の活動及び自宅におけるICT等を活用した学習がふさわしい学びとなっているかを総合的に判断するための目安を示しているものでございます。

フリースクールに通う児童生徒の出席認定につきましては、文部科学省が定める生徒指導提要に記載されている要件及び前述の町教育委員会が策定しましたガイドラインの学校以外の公的機関や民間施設等における出席扱いの要件、これに該当する施設においてのみ適用するという事としておりまして、それ以外の施設につきましては欠席扱いというふうになるために不登校数にカウントせざるを得ない、こういった状況でございます。

町教育委員会としましては、今後、学校や公的機関、そして民間施設がそれぞれ連携をしながら、少しでも多くの不登校が解消され、児童生徒の自己実現が図られるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○14番（渡邊博之）

恐らくこれは、国が抱えている今、矛盾だというふうに思いますね。新しい方針と現状と、いずれ調整されるか。

私がこの質問をしたのは、実は71名から大体20名ぐらいとおっしゃっていましたから、引きますと50名になりますよね、不登校、実質的な不登校。そうすると関係者の皆さんもかなり軽い重圧感が取れるというふうに思った。

その上で、そうすると50人という子供が、じゃあ、あとどうなっているかということを探る必要があるんですが、町のある支援センターに現在3人です。安心できるということを考えたら、残りの50名という子供がどこで過ごしているのかと、不登校の状態で過ごしているのかと考えたときに、家庭しかないわけですね。その中で、お母さんが、保護者が家に常駐しているところはまだしも、共働きのところというのが、実態は分かりませんが、ケースとしてはこれもあり得ると。そうすると全く子供が独りで、家庭で悩みを抱えているから不登校になっているというふうに考えるべきで、このことを考えたらやはり深刻な問題だと受け止める必要があるんじゃないかというふうに思いました。ここで大事なことは、やはりスクールソーシャルワーカーですか、そういう方のマンパワーが非常に大事だということが分かるというふうに思います。

そこで昨年まで安房の支援センターで勤めて、今年退職された先生がいらっしゃるん

ですけれども、その方にお話を色々聞きますと、不登校になった子供とのまず第一歩は、その子の心を開くことだということをおっしゃっていました。これに時間もかかる、手間もかかるということなんですね。どういうことをやっているかと、訪問をしたり手紙を書いたり、自宅に招いて、そういう努力をしながらとにかく心を自分に開いてもらうことが大事だということです。努力が第一歩だということをおっしゃっていました。そこまでやっても通じない子供もいるということでした。しかしその努力が実って支援センターに通うようになった子供が、そのうちに運動会とか文化祭とか、特殊ですけど全体、全部ではありませんけれども、そういうところに通うようになった。あるいは完全復帰して、しっかりとリーダーとしても成長していった子供もいると。そういう話を聞いたときに、この50人といったら相当の努力なしには、この子供たちを救ってはいけないということになるんじゃないかと思うんですね。現在のそういう関係での担当者は3名くらいというふうにお聞きしましたけれども、2人ですか。これは圧倒的に少ない。ぜひ子供の将来に関わる大事な問題なので、ここの改善は必要じゃないかなということを、今日は教育長には質問させていただいています。

○教育長（石田尾行徳）

御質問ありがとうございます。

不登校児童生徒の現状についてですけれども、先ほど71名というふうに言われたと思うんですけれども、私どもの確認したところは、令和6年の10月末の時点で60人、小学校30人と中学校30人というふうになっておりまして、前年同時期の53人、小学校23人、中学校30人と比較して増加傾向にあるところです。これらの児童生徒への相談指導につきましては、学校による家庭訪問やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、教育支援センターの利用などにおいて、児童生徒の人格を尊重し、専門的知識と経験を備えたスタッフにより対応しているところでございます。

御質問の人材の増加が必要ではないかということですが、現在、家庭で過ごす児童のケアに、スクールソーシャルワーカーや家庭相談員などを充て、対応しているところでございますけれども、今のところ従事しているスタッフや保護者、地域の方々から具体的な要望などは届いていないことから、現段階において増員については考えていないところです。しかしながら、今後、不登校数のさらなる増加により、人員不足等が懸念されるような状況の変化、こういったことが見られた場合には、その後の対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之）

先ほど家庭訪問を今、実施してるという方は、この2人のソーシャルワーカーだったのですかね。

○教育長（石田尾行徳）

スクールソーシャルワーカーと学級担任等ですね。

○14番（渡邊博之）

先ほども言いましたように、時間と関係者のパワーの要る、そういう仕事だということをしっかりと掴んでいただいて、やはり増員が私は必要だというふうに思いますので、そこは要望をしておきたいと思います。

時間がなくなりました。町長、一番には吉田地域の新しい恐怖を生み出したところということで質問をさせていただいております。豪雨対策が必要ではないかということなんですが、まずは町長、自ら現地へ出向いて行って、そして住民の声と実態調査を解決の第一歩にしてほしいという要望なんですが、回答をお願いいたします。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

本年8月28日に襲来した台風10号は非常に強い勢力を保ったまま種子屋久地方に接近し、同日夜の始めごろから線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が同じ場所に降り続けているとして、気象庁から顕著な大雨に関する情報が発表されるなど、非常に強い風と大雨は町民に不安や恐怖を与え、さらに町内各地に被害をもたらしました。幸いにも人的被害はなかったものの、屋久島西部から西北部において大雨による出水や民家の浸水被害等の報告を受け、台風通過後には私は永田地区、一湊地区に出向き、区長さんや職員と現場の状況確認をいたしております。吉田地区からは町道、農林道等の大小の被害を確認をし、それらの対応をしていますが、民家への浸水等は、区長さんや職員からも情報が寄せられておらず、認知をしていないところです。出水や浸水等により複数の民家等に被害が生じるならば、その場所の確認や対応を検討する必要がありますが、中には行政が対応できないものもありますので、自助・共助・公助を踏まえた防災・減災の取組等により解決をする必要があるというふうに考えております。

○14番（渡邊博之）

時間がありませんので、吉田の件はぜひよろしくお願いいたします。

あと2つまとめてですが、2番目の廃棄物処理施設から出る炭化物、PFASというのが全国で問題になっていますけれども、私が要望したかったのは、病院跡に設置してある、置いてある炭化物ですね。そのことでは、バッグが劣化して、強風の時飛び散ると苦情もあり出ています。その撤去はどうなるのかということなんです。そのことの回答と、もう1つは、この前、文化祭の時の照明灯の不具合、ここに記していますように、煙が出たという不具合と、それから照明灯器具が揺れているという現実が町長も確認されているようですので、そのことを併せて回答をお願いします。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（泊 竜二）

現在、豆炭については800トンほど処理できず、旧病院跡地に保管している状況であります。これまで、課内で処理について方策を2つの案で検討してまいりました。まず1つ目が、そのまま豆炭を処分する方法です。これについては早急に対応ができるのですが、処理費用がかなり金額を要するものになります。もう1つが、豆炭を有化物として処理する方法です。これについては、先ほどの処理費用と比べますと安価になります。処分機関につきましては、クリーンサポートセンターの炭化物の処理が終わった後でないとできないことから、処理期間が長くなることが予想されます。

なお、担当課といたしましては、処分にかかる期間が長くなりますけれども、処理費用が安価の有化物として処理する方法で行いたいと考えておりまして、町長、副町長との協議において、その方向で進めるよう指示をいただいているところでございます。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治）

先日、11月24日に行われました文化祭には、発表者・来場者合わせて984名が集まっています。この文化祭の舞台設営中に異臭がするとの報告を受け、関係者と機器のチェックを行った結果、係員の調整をする機器の端子部分が焦げていることが判明しましたので、すぐ応急処置を行っております。今後、専門知識を持った方に意見を聞きながら、必要な修繕を行ってまいります。

また、照明につきましては、令和5年度にスポットライト等の落下防止のワイヤーをチェーンへと交換を行ったところであります。再度、舞台装置の確認を行いましたが、異常はなく、なぜ揺れたのか、はっきりした原因はわかっておりませんが、当日の舞台演出において、舞台奥の幕を揺らすために送風機を使ったということを聞いておりますから、その影響で照明自体が揺れたものではないかとも考えられます。照明が揺れたことは事実でありますが、私も動画を見せていただきました。このことで照明が落下する危険性はないと思っております。新しい施設の建設を急ぎつつ、今後も必要な修繕等については実施をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（大角利成）

時間となりましたので、以上で渡邊博之議員の質問を終了します。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時30分

○副議長（大角利成）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀議員に発言を許可します。

○5番（眞邊真紀）

お疲れさまです。質問の前に少し関係のない話というか、報告をさせていただきたいと思います。

11月18日、19日と徳之島に行かせていただいて、故徳田虎雄氏のお墓参りに行ってきました。どんな立場で行ったかという、個人としても行きたかったんですが、徳洲会の健康友の会の役員として数名行かせていただいたんですけども、徳洲会の存在というのは、私にとって物すごく大きな存在で、離島に住む、屋久島に住む皆さんにとっても、徳洲会病院の存在ってすごく大きいと思うんですが、私が27年前に移住してきたときに、きっかけになったのが、屋久島徳洲会病院が開院して翌年だったんですけど、病院があったからこそ職場があるということで、当時、関東で看護師していたんですが、徳洲会が開院していましたので、まだ1年たっていないときでしたか、こちらに移住するきっかけとなりました。

徳洲会がなければ、私は間違いなくここに住んでいなかったですし、議員として働いて、仕事をさせていただくということも、まずはなかったということで、多大なる感謝をしています。

徳田虎雄氏にも、かなりお世話になったというか、徳洲会をここに建てていただいたということで、医療の面でもそうですし、自分が生活するという面でもそうですし、墓前に手を合わせられたというのは非常によかったなというふうに思っています。

今、徳之島では、故徳田虎雄氏のお墓のすぐ近くに新しい病院を建設中で、6階建ての事業費、建設費だけで120億円を超える、割と大きな事業規模の病院を建てております。

その前に喜界島が着工して、先月、竣工式を迎えたんですが、そこも着工するときから出来上がるまで、かなり事業費が跳ね上がったの竣工となった事業でした。

徳洲会、徳之島の病院の規模、建設のスタイルなんかもすばらしくて、直接見せて、特別に見せていただいたんですが、屋久島の徳洲会病院も、やがて30年がたつという目前に来ています。

友の会でも、いつも話が出るんですが、少し前までは新病院の建設が、ものすごく順調にいきそうな兆しがあったんですが、どうも、ちょっと雲行きが怪しくなってきたといえますか、大丈夫かな、新病院の建設にこぎつけるのかなというような感じに実際になってきていると思っています。

それで、事業費が跳ね上がったり、なかなか人手が確保できなかつたり、建設をする、大型の施設を建設するというのは非常に大変なことで、離島ともなれば、今、フェリー

の問題もありますし、すごくハードルが高いんだらうなということで、ものすごく医療の体制が脆弱になってしまうかもしれないということも、ものすごく心配しています。

民間の病院だけに任せるのではなくて、私たち一人一人、町民が、町ももちろん主体とはなれませんが、補助をする形で何かしらアクションを起こさないと、すごく医療が支えにくいというか、私たちの医療が崩壊と言っても過言ではないのかもしれませんが、そういう岐路に立たされているというのを、ぜひ共有したいなと思って、今回質問とは関係のない発言をさせていただきました。

本題に入ります。

今回私の一般質問は、1、屋久島町総合センターのホールの今後について、2番目が多目的交流センターの事業費について、3番目に水道工事補助金不正請求をめぐる住民訴訟について。

まず1問目で、6月議会の一般質問の際には、現状のようなホールとして使うということは考えていないという趣旨の答弁があったが、9月26日の住民との意見交換会では、使える方向で改修すると明言されたと同っているが、今後の方針についてお伺いします。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

6月議会では、ホール機能は新しい施設へ集約する旨の答弁をしました。その後、住民との意見交換会で出された意見や、庁内で関係課を交えて検討した結果、屋久島町総合センターは、まず建物全体に影響のある雨漏り修繕を行い、問題となっている排煙設備の設置が可能であるかを判断後、空調設備、舞台設備の改修等について、予算やどの程度までの設備にするのかを検討し、過大な投資にならないよう、最小限の施設整備を進めるよう指示しております。

本議会において、屋久島町総合センター改修工事の基本設計業務についての補正予算を計上しておりますが、現在、資材や人件費の高騰により事業費が膨らむ傾向にあるので、限られた財源の中、事業調整を行いながら、できるだけ早く改修できるよう進めてまいりたいと思っております。

○5番（眞邊真紀）

まずは、雨漏り修繕などをして、様子を見て検討をして、過大な予算を使わずに修繕をしていくという方向で御答弁いただきましたが、その文化的なホールの機能として存続するおつもりなのかどうかという、ちょっと具体的なことで申し訳ないのですが、方向性について、ざっくりとした方向性についてお伺いしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

今のような設備で文化的なものができるように、住民との説明や話し合いの中で、要するに、そういう全てをよくしてくれという、そういうのは求めていないと。今のあるものを何とか使えるようにしてほしいということでしたので、そのように、皆さんが申し上げるような、そういう華美にならないような、そういうものでは造りたいというふうに思っています。

○5番（眞邊真紀）

ぜひ、本当、華美なものではなくて構わないと思うんです。最低限の機能で安全性が確保されていて、あのぐらいの規模の、やっぱりホールがあるということは、今、宮之浦のホールは建て替えが予定されていますけど、あの規模でなくても、やっぱり、ちょっと安房公民館で講師を呼んでやるには手狭すぎるなというような事例とか、あと、この屋久島ホールも物すごく活躍されていていいんですけども、やはり客席があって、もうちょっと、ここよりももう少し収容できるような会なんかもあると思うんです。

なので、1万人ちょっとの島で、もったいないかもしれませんが、やっぱり移動距離も高いし、会の規模自体が、種類と規模が違いますので、ぜひ多大なる予算を使っただいてということではないので、修繕をして使えるものは、椅子なんかはそのまま使ってもいいと思うんです。なので、ぜひホールに関しては、今回も設計のための費用が150万円ほどついていましたから、もう既に安心しているところであるんですけど、今の御答弁ありがとうございます。

なので、今後、具体的に設計の費用を組んでいただいてということで、また検討を進めていただければと思います。

次、多目的交流センターの事業費についてです。

本体工事が22億5,000万円の予定とされていますが、昨今の事情、建築資材高騰や技術者不足が影響し、総事業費が膨れ上がる可能性も十分想定されるが、現段階での見込みはということで御答弁お願いします。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

多目的交流センターの設計、建設に係る22.5億円という金額は、類似施設の建設単価を参考に、資材等の運搬に必要となる離島調整費や物価上昇を考慮したもので、一定の余裕を持った設定となっております。

しかしながら、議員御質問のとおり、昨今の建築資材の高騰や技術者、人員の不足の影響は、相当に深刻なものと理解をしております。基本計画策定時の想定を上回る可能性は、町としましても懸念をしているところです。

また、本事業はDBO方式を採用しており、設計、建設に併せて約15年間の運営、維

持管理をまとめて契約することを予定をしており、この点についても初めての試みであり、離島ならではのリスクなどを把握しきれていない状況にあります。

このことから、実施方針の公表の前に、民間事業者へのサウンディング調査をすることを計画をしております。

サウンディングとは、官民対話と呼ばれるもので、今回の調査は、多目的交流センター建設管理運営事業について、民間の目線から意見をいただき、事業者からの提案や要望、事業内容に対する懸念点などについて調整をするものです。

今のところ、来年2月中旬にウェブ会議方式で行う予定で、その民間事業者との対話の中で、建設資材の高騰などを踏まえた建設コストや、本事業への参入意向なども確認をしたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀）

次の質問にも似たようなことが書いてあるのですが、鹿児島県の計画の新総合体育館、これも事業費が、基本構想から68億円増の313億円で見積りをされているのですが、これも入札の不調が続いていて、結局応じるところがないというようなことになっています。

これはDBO方式ではないので、若干違いはあると思うのですが、DBO方式を採用するという事は、今後、やっぱり民間の業者からの聞き取りをして、色々また方向性を少しずつ修正していくのでしょうか、DBO方式でやるということ自体は固定化していて変わりはないのですか。

○政策推進課長（木原幸治）

今のところ、計画どおりで進めていくつもりで考えております。

○5番（眞邊真紀）

分かりました。このDBO方式について、今回は通告していないので、ただ、やっぱり商業施設というかコンサートとかが十分にあるような感じでは、屋久島町の場合はないので、その収入とかがどういうふうになっていくのか、ただ体育館と町のほとんど、成人式とか文化祭とか、ああいうのって収益がないと思うので、どんなふうに運営されていくのかなというのが、ものすごく不思議ではあるのですが、これはまたちょっと今後の質問で、この方式についてはさせていただきたいと思います。

ちょっと同じようになってしまうのですが、11月30日、つい最近、兵庫県豊岡市の新文化会館、新築断念がされたという記事を見かけまして、本町でも同様の懸念があると思うが、この件と照らし合わせての见解は、重複するような質問になってしまうんですが、結局、豊岡市の場合は、総事業費を65億2,000万円と試算して、2023年8月から3回にわたって入札を実施、落札業者が決まらなかったということで、これも建築資材の高騰や技術者不足が影響し、再試算をしたところ90億円まで、約25億円上がる程度ま

で膨らむ見通しにということになって、結局これでは、ちょっと建設ができないということで断念されて、使っているホールを改修されて使い続けるというような決断をされたようですが、屋久島町の場合は、もう、総合センターのホールがかなり老朽化していて、先ほども照明が揺れたとかというのもありましたし、相当、本当に施設自体が老朽化していますから、造ってくださるなということではないんですが、実際のところ、ない袖を振れないというか、考えている予算より何十億円も増えるとかというふうな結果になってくると、早急に建てるということも難しくなってくると思う現状として、それに関する見解をお示しく下さい。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

議員がお示しの情報のほか、今、議員が申されたように、県の総合体育館の入札が不調となったことにより様々な検討を行っていることは承知をしております。

御承知のとおり、屋久島離島開発総合センターと宮之浦体育館は老朽化が進み、維持管理の面や安全性について課題があり、その複合施設として屋久島町多目的交流センターは防災機能も有することから、地域の期待も大きいと認識をしております。

まずは、サウンディング調査の結果を踏まえ、アドバイザー業務を受注しているコンサル業者と、工法や設備検討を行い、有利な補助金や地方債など、資金調達の見込みを立て入札に臨み、入札不調が繰り返されるようであれば、大幅な方針変更も必要と思われませんが、現時点においては、計画どおり進めていきたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀）

当然そうなると思います。計画は計画できちんとあるわけですから、その予算の中できちんと入札が行われて着工できれば、それが一番いいわけですし、ただ本当に、各、県でもこういう事業をするときに入札に応じる業者がいなくてという、福岡なんかはすごく目立っているみたいですが、屋久島町の場合、今、本当にさっきも言ったように、フェリーの運行自体がすごく不安定になってしまっているということで、公共事業、こういう大型施設の建設のしにくさというのは非常に際立ってくると思うんです、もっと。

だから、フェリーの継続した運行もきちんとやらなきゃいけないし、適正な価格を設定、そのときの価格を設定して、入札に応じてもらって事業をやらなきゃいけないと思いますし、これも先を、まず、もうちょっと先の話なので分からないですが、余りに爆発的に予算が増えることがないように、少しずつきちんとそのときに分かっている情報を町民に示しながら進めていただければと思います。

やっぱり文化ホール自体は、皆さん、やっぱり造ってほしいと思っていると思うので、

ぜひ、しっかり調査をしていただいで進めていただければと思います。

またちょっと、DBO方式に関しては別途で質問させていただきます、今後。

ちょっと早いですけど、3番目に移ります。

水道工事補助金不正請求をめぐる住民訴訟について、屋久島町が水道工事の補助金を不正請求し、国から補助金1,668万円の返還命令を受けた。2024年10月4日、福岡高裁宮崎支部が、町に対して荒木耕治町長に約135万円を賠償請求するように命じたという公訴審判決が出ていますが、その高裁での判決不服として、最高裁に上告する方針だと伺っておりますが、方針だというか、もう既に行われているようですが、その理由をお示しく下さい。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

令和2年度口永良部島簡易水道事業国庫補助金返還に係る住民訴訟控訴事件につきましては、令和6年9月25日に判決が言い渡されました。鹿児島地裁の判決中、当時の副町長及び当時の生活環境課長に対し、135万2,204円の損害賠償請求権を行使することを怠ることが違法であることを確認し、損害賠償請求をすることを求める部分は棄却するとの判決を得たところですが、町長に係る違法と損害賠償請求はそのまま維持する判決となりました。

しかし、判決文の中に違法な部分があると判断し、同年10月3日に上告状兼上告受理申立書を提出し、10月10日には上告提起通知書及び上告受理申立て通知書を受けたことから、11月20日付で上告理由書と上告受理申立て理由書を提出したところです。

上告理由の概要としては、国庫補助金の収納行為に関し、根拠、理由を示すことなく、地自法242条の2第1項4号の当該職員について認めていること、また、住民監査請求の請求期間に関し、その起点の基準日を令和4年3月16日にすることの実質的な理由、根拠が示されていないことと考えています。

上告理由申立ての理由は、上述の地自法242条2第1項4号の当該職員制の解釈違反を、また、住民監査請求の起点の基準日に関しても、多くの最高裁判例の判断と相反するものであり、地自法242条2項の解釈を誤ったものであること、さらに、適正化法19条3項に規定する、やむを得ない事情の具体的内容を言及せず、不確かかつ曖昧な判事であることを理由としているところです。

○5番（真邊真紀）

詳しく理由をお示しくございまして、ありがとうございます。

今、御説明のあった内容で、今後、住民へ広報されるおつもりがあるのかという次の質問に移ってしまいますが、上告されたのは、もう分かりましたけど、以前、高裁に控

訴したときに、割と詳細にわたって、町報で、令和5年の10月号、口永良部簡易水道事業補助金返還に係る裁判の対応についてというタイトルで、鹿児島地裁が判示した内容と今後の方針を、割と細かく示されていたんです。

今回、高裁の判決が出て、それで、色々違法な点があるとか、最高裁の判例と違う相違があるというようなことで上告をされるのはいいんですが、その上告の理由について示すべきなんじゃないかなと思うんですが、もし示されるのであれば、どのタイミングで、どのような内容で示されるのかお示してください。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

本件につきましては、鹿児島地方裁判所の判決内容を不服として、福岡高裁宮崎支部に控訴し、その主張が認められ、一部棄却となり、一歩前進したものであります。

さらに、高裁判決は先ほど述べたとおり違法性があり、その判事をさらに法律判断してほしいとの考えであり、最終的な結果、いわゆる最高裁の判断が示されてから、広報したいというふうに考えております。

○5番（真邊真紀）

最高裁に上告するんだという時点で、一定の経費もかかるわけですし、どうして上告するんだという理由も、そうやって広報したほうがいいのかと思います。最終的に最高裁の判断が下ったときに広報するというようなお考えでということをお伺いしましたので、高裁への控訴をしたときに、皆さんに詳細にお伝えしているわけですから、この裁判の結果について、ぜひきちんと、また同じように広報していただきたいなというふうに思います。

やっぱり、あれ、きちんと載っていたので、半ページぐらい使って、あの後どうなったんですかというような問いもあるんです。私は正直、中身を結構調べて分かってはいるつもりなんですけど、分からない人が聞かれたときに、どうも答えようがないと思うんです。

なので、ぜひ、最高裁もそんなに長引かないと思いますので、お示しいただけたらと思います。

それも、そう思っています。最高裁で判決が覆るというのは極めて確率が低いので、どうなるか分かりませんが、それは結果としてきちんと伝えていただきたいなというふうに思います。

今回、上告するに当たって、恐らく町の法務事務専門員が手続をされているんじゃないかなと思うんですが、法務事務専門員は、今後、相談業務だけにするとのことです。今、裁判中、住民訴訟中であるふるさと納税に係る住民訴訟の対応は、別途代理人を立てら

れていますよね。

その方と契約をしているんですが、上告に当たっての対応は指定代理人がされるのか、代理人がつくのか分かりませんが、その辺りはどうされるんですか。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

上告及び上告受理申立てに係る訴訟事務は、これまで同様、法務事務専門員と、これまで担当していた職員を代理人に指定をして対応をしています。

なお、高裁の判決が違法であると判断したことを踏まえ、上告及び上告受理書申立ては、判決を受けた日から2週間以内に書面を提出しなければならず、その理由書の提出も、上告提起通知書及び上告受理申立て通知書を受けてから50日以内に提出することとなっており、新たに弁護委託をする期間が十分に確保できませんでした。

一方で、令和4年10月3日に訴状が鹿児島地裁から送付されてから、地裁で5回の口頭弁論、高裁で4回の口頭弁論に対し、これまでの訴訟経過や主張経過を最も把握しており、期限に沿って的確かつ効率的に事務が進むものと判断したものであります。

○5番（真邊真紀）

もう一つのふるさと納税に係る住民訴訟の件で、そのような対応をされるということだったので、最高裁への上告はどうされるのかなと思ったのが、ちょっと心配というか疑問点だったものですから伺わせていただきました。

確かにタイムスケジュール的なものが余裕があるわけではないので、これまでの口頭弁論を踏まえてまた理由書を作るとなると、すごく実際には大変なんだろうなというのも分かりますし、じゃあ今後は、今回の事例は専門員の方にしていただいて、今後の訴訟対応については別途代理人を立てるといような方向性でということでしょうか。分かりました。

すいません、大分早いですが、今日はこれで終わります。

○副議長（大角利成）

最後はいいんですか。

○5番（真邊真紀）

ごめんなさい。すいません。申し訳ないです。

○副議長（大角利成）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○副議長（大角利成）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番（眞邊真紀）

大変失礼しました。4番目の質問をメモ書きの中に書いていなくて、本当に大変失礼しました。

最後の質問です。

屋久島町が国に返還した1,668万円、補助金と加算金です。そのうち1,465万円については未回収であるが、これについての対処方針はということです。すみません。

○副議長（大角利成）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

工事が契約の内容どおり完成をせず、国に返還した補助金のうち、未回収となっている本体補助金1,329万6,008円は、該当する事業者に弁済するよう求めているところです。

この金額は、地裁も高裁も町の違法性を認めていません。また、加算金部分135万2,204円は、個人荒木が賠償すべきとした高裁の判決に違法があるとして、上告及び上告受理申立てを行っており、理由があると認められれば、この部分も該当する事業者に賠償を求めることとなります。

したがって、最高裁の判断が出た後に該当事業者からの弁済がない場合は、訴訟を提起するかどうか、議会の判断を仰ぎたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀）

5工区ですか、請け負った事業者に弁済を求めているということですが、反応はいかがですか。

○政策推進課長（木原幸治）

私は、この水道工事訴訟の指定代理人を請け負っておるものですから、結果が把握をしております。まず回答させていただきたいと思います。

以前、生活環境課長のほうから直接業者に対して面会をいたしまして、返還の請求をいたしております。

これは他の業者と一緒に、同じタイミングでしていただいている、そのときは書類としては受け取っていただいておりますが、今現在、まだ返済がありませんので、内容としてはまだ不服というふうに思っているんじゃないかと思います。

○5番（眞邊真紀）

その後、返事がない、返済がないということですが、町からアプローチはしているんですか。返済がないですけど、どうされていますかというような問いかけはされているんですか。

○政策推進課長（木原幸治）

内部の検討としておりまして、やはり住民の方から住民監査請求をされて、住民訴訟もされているということもありまして、その結果を見て再度請求をしましょうという方針を内部検討したものですから、そういう流れでしております。

また、その後、応じていただけない場合は、やはり町に損害が発生している以上、訴訟を行わないといけないというふうに、今、考えておりますので、その際はまたどういう形で行うのかということも含めて、議会の皆様の御判断をいただきたいと考えております。

○5番（眞邊真紀）

今、その5工区を請け負った業者さんが島にいらっしゃるのか、まだ看板を上げて会社をやられているのか、その辺はリサーチされているんですか。

方向性については、今後、最高裁の判断も経てされるんでしょうけど、例えば、もう登記されていない会社になっていたりとかすると、請求できるのかどうかということとか、検討の内容に入っているのかどうかということをお伺いしたいんですが、分かる範囲でいいです。

○政策推進課長（木原幸治）

以前、議会でも御質問をいただいて、同様の回答をさせていただいたと思うんですけども、一応、あくまでも裁判の結果が出てからということのアドバイスも受けたのも、町村会から御紹介をいただいている弁護士事務所からなんですけども、その事務所のほうで会社の登記情報を調べることができるということで、その際お調べいただいたときには、まだ会社としては存続をしているというふうに考えていました。

また、個人代表者の方は、もう島外のほうに転出をされているということも把握しておりますが、会社としては、屋久島の方にはまだ登記が残っているということで、そうなった場合どういった形で請求ができるのかということについては、法規的なこともあると思いますので、相談をしながら対応したいと思っております。

○5番（眞邊真紀）

分かりました。最高裁の判断が出ないとなかなか決められないところもあると思うんです。135万円に関して、高裁は町長に支払いなさいという判断をしましたが、それに対して上告するわけですから、その135万円の加算金の部分が中に浮いているというか、結論が出ていない状態になっていますので、その分を、その5業者に割って請求をすとか、返してもらおうとかというふうになると思いますので、全ては最高裁の判断、結果が出るまで詳細には決まらないということが分かりました。

最高裁の判断が出た時点で、議会にもですけど町民に対して、きちんと分かりやすく説明していただけたらなと思います。

4番目の質問、本当に失礼いたしました。すいませんでした。
終わります。

○副議長（大角利成）

以上で、本日の日程は全部終了しました。
次の会議は、12月20日、午前10時から開きます。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

散 会 午後 2時08分

令和6年第4回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和6年12月20日

令和6年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月20日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第70号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第2 議案第71号 屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第3 議案第72号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第73号 屋久島町特別会計条例の一部改正について
- 日程第5 議案第74号 屋久島町債権管理条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第76号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第8 議案第77号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第78号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第79号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第80号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第81号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第82号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第83号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第84号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第85号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第17 令和6年陳情第7号 人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書
- 日程第18 令和6年陳情第8号 防災・緊急時対策としての環境計測の提言について
- 日程第19 令和6年陳情第13号 屋久島の4年間の結果データの検証について
- 日程第20 令和6年陳情第14号 厚労省全国命令通達の実行
- 日程第21 議員派遣について
- 日程第22 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	渡邊 浩	2番	内田 正喜
3番	小脇 淳智郎	4番	中馬 慎一郎
5番	眞邊 真紀	6番	相良 健一郎
7番	岩山 鶴美	8番	渡邊 千護
9番	榎 光徳	10番	緒方 健太
11番	高橋 義友	12番	日高 好作
13番	岩川 俊広	14番	渡邊 博之
15番	大角 利成		

1. 欠席議員（1名）

16番 石田尾 茂樹

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村 一久	議事調査係長	岩川 さほり
議事調査係	若松 直樹		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治	教育長	石田尾 行徳
副町長	岩川 茂隆	会計課長兼会計管理者	塚田 美恵
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三角 謙二	政策推進課長	木原 幸治
観光まちづくり課長	有馬 照幸	町民課長兼地域住民課長	鶴田 洋治
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高 孝之	健康長寿課長	泊 裕一郎
生活環境課長	泊 竜二	産業振興課長	松田 賢一
建設課長	計屋 正人	電気課長	内田 康法
教育総務課長	泊 光秀	社会教育課長	佐々木 修
監査委員事務局長	中村 一久		

△ 開 議 午前10時00分

○副議長（大角利成）

おはようございます。

石田尾茂樹議長が本日まで入院中のため、欠席届が出ております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

- △ 日程第1 議案第70号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- △ 日程第2 議案第71号 屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正について
- △ 日程第3 議案第72号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第73号 屋久島町特別会計条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第74号 屋久島町債権管理条例の制定について
- △ 日程第6 議案第75号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第76号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- △ 日程第8 議案第77号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第9 議案第78号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第10 議案第79号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第11 議案第80号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第12 議案第81号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

- △ 日程第13 議案第82号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第14 議案第83号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第15 議案第84号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について

○副議長（大角利成）

日程第1、議案第70号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第15、議案第84号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの15件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

皆さん、おはようございます。

令和6年第4回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案について、その経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された議案は、議案第75号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第76号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）分割について、議案第83号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）の条例案1件、予算案2件の計3件でありました。

議案審査は、去る12月13日午前10時より議会第1委員会室において、総務課長ほか、関係課長、事務局長の出席をいただき、当局より詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いましたので、主な内容について報告いたします。

まず、議案第75号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、特に質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第76号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）分割については、総務課所管について、委員より、歳入について、測候所の管理業務委託費の減額についての質疑がなされ、担当課長より、10月から3月までの半期分が減額となった。来年度は、さらに倍の減額が予想される。これは丸々人件費であり、夜間延長や休みを考えると人を減らすわけにはいかず、パートを配置するなど検討したい旨の回答がなされました。

また、防災行政無線の放送の在り方について、1回ではなく2回放送はできないのか。また、北部地区においては、非常に電波が不安定で聞き取りにくいとの声があるがとの質疑に対し、担当課長より、以前は2回行っていたが、うるさいなどとの声があり、1回にした経緯がある。過去の経緯等も踏まえ検討したい。また、北部地区については現在調査中であるとの回答がなされました。

関連として、遭難につながりかねない事案として、町道淀川線の通行止めについて、車両も人もとになっているはずが、歩いて通る人が後を絶たないとの情報がある。町はポールだけは設置しているが、条例違反は罰金も取れることになっているとのことなので、しっかり標識をつけるなりして検討してほしいとの質疑に対し、担当課長より、建設課、観光まちづくり課とも協議をしたいとの回答でありました。

政策推進課所管では、委員より、屋久島高校寄宿舎の利用料は減額となっているがとの質疑に対し、担当課長より、当初7名の入居であったが、2名が退去し、現在5名である。来年度8名の申込みがあるが、3か年のバランスを考慮し、13室はあるが、5名の入居としたいとの考えが示されました。

町民課所管では、委員より、還付加算金について何社ぐらいが対象だったのかとの質疑に対し、担当課長より、非課税である建物分について誤って課税をしていたものであり、10か年分を遡ってお返しするものであるとの回答がありました。

教育委員会総務課所管では、給食費無償化に向けた考え方についての質疑があり、担当課長より、本町では昨年以降の無償化を行っている。町長の今年度の施政方針でもあったように、国から何らかの支援策がないのか動向を見ているが、全く情報がない。完全無償化に向け、来年度当初予算に計上することとしており、最終的には町長判断となるが、今のところの試算では、町の持ち出しが2,200万円を超えるのではないかと考えているとのことが示されました。

このほか、消防団員の山岳遭難時の搜索費用の件、旧一湊中学校入り口のカワゴロモの看板補修の件、公債費の利息の件、にぎわい創出基金の件、口永良部島湯向地区の発掘調査の件等についても質疑が交わされたところであります。

以上のことを踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第83号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）については、委員より、人員は足りているのかとの質疑に対し、担当課長より、臨時職員2名を採用し、休みが取れる体制を取っているが、突発性の病気により1名が長期休暇となっている。現在、補充員の募集をする作業を進めているとの回答でありました。

ほかに質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託された議案審査の報告を終わります。

○副議長（大角利成）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

令和6年第4回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第70号、71号、72号、73号、74号、76号、77号、78号、79号、80号、81号、82号、84号、条例案5件、予算案8件の13件でありました。

委員会審査は、12月13日9時より役場本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第70号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号、屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号、屋久島町特別会計条例の一部改正については、質疑を行ったが、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号、屋久島町債権管理条例の制定については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）分割については、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

産業振興課所管では、委員より、畜産費の助成は何月から何月までの出荷分かとの質疑に対し、4月から来年2月の競りまでを予定しているとの回答がありました。

観光まちづくり課所管では、委員より、環境保全等業務委託費の減額の理由はとの質疑に対し、プロポーザルを行う前に実施期間や回数の見直しを行い、経費削減を行った結果であるとの回答がありました。

生活環境課所管では、委員より、ごみ収集委託及び焼却灰処分委託の減額理由はとの質疑に対し、ごみ収集委託料に関しては執行残で、焼却灰処分委託については、工期延

長したことで支出ができなかったためであるとの回答がありました。

福祉支援課所管では、委員より、安房総合センター調理室の備品購入費が計上されているが、利用者からの意見はなかったかとの質疑に対し、今後使用していくと意見も上がってくると思うので対応していくとの回答があった。

建設課所管では、委員より、栗生と小瀬田の団地のドアの取替えの予算が計上されているが、昨年取り替えたばかりなのになぜかとの質疑に対し、設計を行った職員の認識違いで、特定防火設備適合品のドアをつけなければならなかったが、一般仕様のドアを取り付けてしまった。町民より指摘を受けたため、確認を行った結果、変更しなければならないと分かったとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、委員より、発電機の修繕料が計上されているが、導入して何年がたつのか。修繕後の塩害対策はとの質疑に対し、導入して9年がたつ。修繕後に塩害対策も適切に行う予定であるとの回答があった。

質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第79号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、委員より、人間ドッグ利用補助は、これ以上不足が生じることはないかとの質疑に対し、余裕を持って計上しているので対応できるとの回答がありました。

質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、議案に対する質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○副議長（大角利成）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第70号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号、屋久島町子ども医療費助成条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、屋久島町特別会計条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号、屋久島町特別会計条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、屋久島町債権管理条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号、屋久島町債権管理条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○副議長（大角利成）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第16 議案第85号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について

○副議長（大角利成）

日程第16、議案第85号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和6年第4回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

提案いたします案件は、補正予算案1件であります。

議案第85号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）につきまして、フェリー屋久島2の運休により、鹿児島一屋久島間の物流の停滞を解消するため、ぶーげんびりあが臨時運航し、町民生活、事業活動等を支えていただいているところです。

この船は、鹿児島一種子島間の貨物運搬を目的としており、10月からこれまでの長期間にわたって、本来の航路での貨物運搬事業を続けながら、非常事態対応として、屋久島航路でのその活動を続けていただいております、その船会社に頼っている状況であります。

フェリー屋久島2の運航再開の日程が明らかとなっていない中、引き続きぶーげんびりあに運航いただくためには、本町が正式に運航と荷役業務を契約し、コンスタントに生活物資等の運送を確実なものとし、町民の皆さんの安心を得る必要があると判断をしたところです。

なお、契約に当たっては、引き続き鹿児島県を通じた船会社との協議により、詳細を決定していくこととしておりますが、可能な限り早く契約締結し、当面の運航スケジュールを示すなどの対応を取るため、総務管理費において、船舶運航及び荷役業務委託の追加に対し、財源として財政調整基金の基金繰入金を充て、歳入歳出それぞれ1億1,550万円を追加し、予算の総額を137億4,392万7,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（大角利成）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（渡邊博之）

今、提案説明の中で、具体的な内容は今後協議を進めて契約をしていくということでしたけれども、町長の立場としてどういう姿勢で臨むかということで、ちょっとお聞きをしたいことがあります。

現在、ぶーげんびりあは週3日と、2日ということがあるんですね。

ですから、これはやっぱり安定的になるには、週3日を主張すべきだというふうに思うのが1点と、それから運休した場合はどうなるのか。天気悪くてとか、向こうの事情でということもあると思いますが、そういった場合にこの内容というのは、日割を含む予算になっているかどうか、ぜひそのこと。

そして、今回提案されたのは大体何月、何か月分かということをまずお尋ねしたいと思います。

○副議長（大角利成）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

まず、積算上の運航回数につきましては、週3回をお願いしようと思っております。

運休した場合の支払いの件につきましては、契約はまだ、方針としては1航路当たりのもので、単価契約を予定しております。実績に基づいてお支払いをする予定にしております。

期間につきましては、総合的な情報収集から申し上げますと、11月の末までを積算をしております。現在、積算上は12月、今現在決まっているスケジュールが9回です。1月が4週ありますので、週3回した場合に12回となりまして21回、1月の末までを計上させていただきます。

したがって、単価につきましては、金額もこれから交渉いたしますけれども、500万円の消費税の550万円掛ける21回分の金額で予算計上させていただきます。

時化等で運休になった場合には、当然その回数が減りますけれども、2月のほうにずれ込んだりということも考えられておりますので。また、フェリー2の運航状況によりまして、期間が延びた場合には、また改めて予算提案をさせていただきたいと思っております。

○14番（渡邊博之）

今回の決断は苦渋の選択と本当に言っていると思うんですけども、もう一点、たしか一般質問の中で、いわさきグループのぶーげんびりあの運航に対して、赤字は赤字だと思ってしまうんですけども、その収益分がありましたね。事業収益が250万円から290万円と

ということで、これを差し引いていただくと、大体半分の負担で済むという説明があったと思うんですが、この点での町長、見通しはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

見通しはあれですけど、粘り強くそういう形に持っていくのが仕事だろうというふうに私は今思っております。

○14番（渡邊博之）

いわさきさんも大変な中で、人道支援という意味でこれまでやってきたという説明もありましたので、その辺の計算をしながら、やっぱり赤字にはならないような、ただし、人道という、この気持ちも忘れないでやっていただきたいということを主張していただければというふうに思います。

最後になりますけれども、18日に、これは主催は交通対策委員会、議会ですけども、委員長からはいずれ報告があると思いますが、緊急のものなので、やっぱり参加しなかった議員の皆さんとも共有をぜひするという意味でも、執行部から参加された内容を明らかにしていただければというふうに思うんですが、これは委員長の助言でもあったので、お答えになっていただければというふうに思います。

○政策推進課長（木原幸治）

当日は、参加いただいた委員の皆さんから、窮状の状況を直接お伝えをいただきました。色んなことをできないのかということも御提案をちょっといただいたんですけども、やはりまだ今、交渉中というか、協議中ということもございまして、現在、関係をする官民の連携をした取組を今続けている状況だということですが、正式に決まったことは、まだ発表ができる状況ではないということに尽きると思います。

引き続き、県のほうには電話等でどうなっているんだということをお願いをしたいと思いますし、相談もさせていただきたいと思っております。

○副議長（大角利成）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第85号について、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第85号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第85号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 令和6年陳情第7号 人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書

○副議長（大角利成）

日程第17、令和6年陳情第7号、人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

産業厚生常任委員会に付託された、令和6年陳情第7号、人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書の審査の経過と結果を報告いたします。

陳情審査を行うに当たり、健康長寿課長に出席いただき、執行部としての意見等の説明を受け、審査を行いました。

委員より意見として、町の包括支援センターや屋久島保健所も非常に積極的に前向きに取り組まれている。民生児童委員の方々も人生会議に対し、積極的に勉強会など実施したいとの声が上がっているようだ。議会として後援する必要はないとの意見があり、討論を行ったところ、反対討論では、屋久島町として後援しないことが決定しており、議会が後援することがあり得るのか。後援の主体になり得ない。活動としては賛同したいところだが、陳情の内容としては反対するとの討論がありました。

賛成討論はなく、採決の結果、不採択とすることと決定いたしました。

○副議長（大角利成）

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和6年陳情第7号、人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年陳情第7号、人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書について採決を行います。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

令和6年陳情第7号、人生会議（ACP）を広める活動に関する陳情書についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○副議長（大角利成）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△ 日程第18 令和6年陳情第8号 防災・緊急時対策としての
環境計測の提言について

○副議長（大角利成）

日程第18、令和6年陳情第8号、防災・緊急時対策としての環境計測の提言についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

産業厚生委員会に付託された、令和6年陳情第8号、防災・緊急時対策としての環境計測の提言についての審査の経過と結果を報告いたします。

12月13日、役場本庁舎第2委員会室において審査を行いました。

陳情審査を行うに当たり、生活環境課長に出席いただき、執行部としての意見等の説明を受けました。

委員より、陳情の内容は県・国レベルで行う事業だと思う。実施主体が示されていないとの意見がありました。

反対討論では、主体が明確に示されていない中で、採択しても実情が伴わないので反対するとの討論がありました。

賛成討論はなく、採決の結果、不採択とすることと決定いたしました。

○副議長（大角利成）

これで産業厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和6年陳情第8号、防災・緊急時対策としての環境計測の提言について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年陳情第8号、防災・緊急時対策としての環境計測の提言についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

令和6年陳情第8号、防災・緊急時対策としての環境計測の提言についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○副議長（大角利成）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△ 日程第19 令和6年陳情第13号 屋久島の4年間の結果データの検証について

○副議長（大角利成）

日程第19、令和6年陳情第13号、屋久島の4年間の結果データの検証についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

産業厚生常任委員会に付託された、令和6年陳情第13号、屋久島の4年間の結果データの検証についての審査の経過と結果を報告いたします。

12月13日、役場本庁舎第2委員会室において審査を行いました。

陳情審査を行うに当たり、健康長寿課長に出席いただき、執行部としての意見等の説明を受け、審査を行いました。

委員より、所管課からの説明で、現在データを取りまとめているようなので問題ないと思うとの意見がありました。

討論を行ったところ、討論では、ほとんどの自治体が検証して公表していないが、屋久島町がデータの取りまとめを進めているようなので賛成するとの討論がありました。

反対討論はなく、採決の結果、採択することと決定いたしました。

○副議長（大角利成）

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和6年陳情第13号、屋久島の4年間の結果データの検証について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年陳情第13号、屋久島の4年間の結果データの検証についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

令和6年陳情第13号、屋久島の4年間の結果データの検証についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○副議長（大角利成）

押し忘れ、押し間違いございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第20 令和6年陳情第14号 厚労省全国命令通達の実行

○副議長（大角利成）

日程第20、令和6年陳情第14号、厚労省全国命令通達の実行についてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

産業厚生常任委員会に付託された、令和6年陳情第14号、厚労省全国命令通達の実行についての審査経過と結果を報告いたします。

12月13日、役場本庁舎第2委員会室において審査を行いました。

陳情審査を行うに当たり、健康長寿課長に出席いただき、執行部としての見解等の説明を受け、審査を行いました。

委員より、厚労省が全国の自治体に通達を出している。陳情の内容にも納得できるとの意見があり、討論を行ったところでは、議会として行政を監視することは当たり前のことなので賛成するとの賛成討論がありました。

反対討論はなく、採決の結果、採択することと決定いたしました。

○副議長（大角利成）

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、令和6年陳情第14号、厚労省全国命令通達の実行について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年陳情第14号、厚労省全国命令通達の実行についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

令和6年陳情第14号、厚労省全国命令通達の実行についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○副議長（大角利成）

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第21 議員派遣について

○副議長（大角利成）

日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第22 閉会中の継続審査申し出の件について

○副議長（大角利成）

日程第22、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○副議長（大角利成）

日程第23、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大角利成）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回屋久島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時14分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会副議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員